

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
平成29年度における業務の実績に関する評価

平成30年8月

文部科学大臣

目 次

年度評価 評価の概要	1
年度評価 総合評定	2
年度評価 項目別評定総括表	3
特別支援教育に係る实际的・総合的研究の推進による 国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	4
各都道府県等における特別支援教育政策や 教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	14
総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等 との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進	22
インクルーシブ教育システム推進センター設置による インクルーシブ教育システム構築への寄与	30
業務運営の効率化に関する事項	37
財務内容の改善に関する事項	42
その他業務運営に関する重要事項	47

様式 1－1－1 中期目標管理法 人 年度評価 評価の概要

1．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		
評価対象事業年度	年度評価	平成 29 年度	
	中期目標期間	平成 28～32 年度（第 4 期）	

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		文部科学大臣		
	法人所管部局	初等中等教育局	担当課、責任者	特別支援教育課、中村信一
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、岡村直子

3．評価の実施に関する事項	
平成 30 年 7 月 20 日 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に対しヒアリングを行うとともに、評価結果案を図り、意見を聴取した。	

4．その他評価に関する重要事項	
特になし。	

5．独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の評価等に関する有識者会議 委員名簿	
岩井 雄一 全国特別支援教育推進連盟副理事長 内田 照雄 一般社団法人日本自閉症協会常任理事 佐川 桂子 千葉県立君津特別支援学校校長 高木 展郎 国立大学法人横浜国立大学名誉教授 山中ともえ 東京都調布市立飛田給小学校長（全国特別支援学級設置学校長協会会長）	

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定※ (S、A、B、C、D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		B	B		
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特別支援教育に係る实际的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献に関して、国の政策課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選・重点化するなど、研究課題の実施件数（計画値 10 課題に対して実績値 10 課題）、研究活動の外部評価（計画値 100％に対して実績値 100％）で目標を達成したことは評価できる。 また、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成に関して、<u>研修受講者の研修終了後における指導的役割の実現状況（計画値 80%以上に対して実績値 100%）</u>、<u>研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況（計画値 80%以上に対して実績値 96%）</u>、<u>講義配信の受講登録数（計画値 2,400 人以上に対して実績値 2,722 人）</u>、<u>免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数（計画値 700 人に対して実績値 1,470 人）</u>、これに加え、研修をより効果的なものとするため、受講者のアンケート結果等を活用し、研修内容の改善等を行っていること、このほか、政策課題に対応して高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会を新たに実施したこと、平成 28 年 5 月の発達障害者支援法等の改正を踏まえた発達障害教育実践セミナーを実施したこと、障害者スポーツの推進に向けて、新たに、特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会を実施したことなど、受講者のニーズに応える改善を図ったことなどから、目標を大きく上回る実績であったことは高く評価できる。 さらに、総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進に関して、研究所セミナーの参加者満足度（計画値 85％以上に対して実績値 99％）、地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数（毎年度 4 回に対して実績値 4 回）、講師派遣の派遣人数（計画値 430 人以上に対して実績値 431 人）で目標を達成したことは評価できる。 加えて、インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与に関して、地域実践研究の実施件数（計画値 13 件に対して実績値 13 件）、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（計画値 90％以上に対して実績値 100％）、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの登録件数（計画値 360 件に対して実績値 362 件）で目標を達成したことは評価できる。 施設・整備の整備・管理に関して、体育館の稼働率（計画値 30％に対して実績値 44％）、グラウンドの稼働率（計画値 15％に対して実績値 36％）で目標を達成したことは評価できる。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	研修の質に関する数値目標の達成や、講義配信の受講登録数等の数値目標の達成により、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成に大きく寄与した。

3. 項目別評価における主要な課題、指摘事項など	
項目別評定で記載した課題、指摘事項	・講義コンテンツの充実について、高等学校を対象としたコンテンツを追加したことは評価できる。さらに、 <u>このコンテンツを高等学校に周知する手立てが必要であり、全国高等学校長会等への働きかけなど、直接的に高等学校に届くよう校長会等との連携が必要と考える。</u>
その他指摘事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事、有識者等からの意見	・研究成果の教育現場等での活用状況については、実績値、達成度ともに、前年度より高くなっており、取組が評価される。 ・指導者の育成や教職員の専門的知識等の向上は重要な課題である。研修受講者が指導的な役割を各地で果たしていることは大きな成果である。
その他特記事項	特になし

※ S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期目標（中期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	3 2 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 特別支援教育に係る实际的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	B○	B○				1－1	
2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	A○	A○				1－2	
3 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進	B○	B○				1－3	
4 インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与	B○	B○				1－4	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※評価は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月30日文部科学大臣決定）に基づく。詳細は下記の通り。
S：中期目標管理法の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
A：中期目標管理法の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。
B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

中期目標（中期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	3 2 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
1 業務運営の効率化に関する事項	B	B				2	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
1 財務内容の改善に関する事項	<u>B</u>	<u>B</u>				3	
Ⅳ．その他の事項							
1 その他の事項	B	B				4	

様式 1－1－4－1 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－1	特別支援教育に係る実地的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号	業務に関連する政策・施策	政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標2－10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 124、125
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」、優先度「高」：（1）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推進に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元する等、重要な役割を果たす活動であるため。				

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
研究課題の実施件数	計画値	毎年度 10～11 件	—	10 件	10 件				予算額（千円）	242, 447	231, 250				
	実績値	—	—	10 件	10 件					決算額（千円）	240, 352	232, 614			
	達成度	—	—	100%	100%						従事人員数（人）	19	17		
研究成果の教育現場等での活用状況	計画値	50%	—	50%	50%										
	実績値	—	—	30%	46. 6%										
	達成度	—	—	60%	93. 2%										
研究活動の外部評価（5段階で4以上の割合）	計画値	100%	—	100%	100%										
	実績値	—	100%	100%	100%										
	達成度	—	—	100%	100%										

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 権利条約の批准、次期障害者基本計画の策定等、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施するため、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して実施し、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。 これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、研究の背景・必要性や研究の行程、達成すべき成果を明示したロードマップを早急に明らかにするとともに、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること	（１）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 ① 研究の背景・必要性や研究の方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後５年間の研究のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を策定し、これに基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。 イ 基幹研究：文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究（横断的研究）各障害種別を通じて、国の重要な政策課題の推進に寄与する研究（原則５年間）（障害種別研究）各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究（原則２年間） ロ 地域実践研究：インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために研究所が地域と協働して実施する研究（メインテーマのもとに複数のサブテーマを設定、原則２年間） ② 基幹研究及び地域実践研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、毎年度概ね 10～11 課題を実施する。	（１）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 ① 「研究基本計画」に基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。 イ 基幹研究：文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究（横断的研究、障害種別研究） ロ 地域実践研究：インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために研究所が地域と協働して実施する研究 ② 基幹研究及び地域実践研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、基幹研究 6 課題、地域実践研究 4 課題を実施する。 イ 平成 29 年度は、基幹研究を次のとお	＜主な定量的指標＞ ・国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究を毎年度 10 件程度実施する。 ・教育現場における研究成果の活用状況を毎年度調査し、半数以上の現場で改善に活用される。 ＜その他の指標＞ ・研究成果について、国へ提供するとともに、都道府県等教育委員会はもとより広く一般に公開したか。また、サマリー集やリーフレット等を作成し、効果的な還元を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞	評価：B	評価	B
					P 17～44		＜評価に至った理由＞	
					＜主要な業務実績＞	＜根拠＞	中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜評価すべき実績＞ 国の政策課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選・重点化するなど、研究課題の実施件数（計画値 10～11 課題に対して実績値 10 課題）、研究活動の外部評価（計画値 100％に対して実績値 100％）について目標を達成した。一方、研究成果の教育現場等での活用状況は、計画値 50％のところ、実績値 47％にとどまった。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・研究成果の教育現場等での活用状況について、昨年度 30％から今年度 47％に向上したものの、計画値 50％が達成できていないことから、引き続きその原因を分析し、必要な方策を検討する必要がある。 ・今後も、特別支援学校だけではなく、小学校・中学校、特に高等学校においても活用が図られる実践的な研究を行うことが望まれる。	
					① 戦略的かつ組織的な研究の実施 「研究基本計画」に基づき、各地域や学校現場におけるインクルーシブ教育システム構築の動きが一層本格化する状況や新学習指導要領等の本格実施に向けて特別支援教育における教育課程に関する研究が重要であること等を踏まえて、国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究として以下に示す基幹研究 6 課題、地域実践研究 4 課題の計 10 件の研究を実施した。また、研究は④に示したとおり、戦略的かつ組織的に推進した。なお、これ以外に共同研究 1 件、外部資金研究 17 件、受託研究 6 件を実施した。	研究基本計画に基づき、基幹研究（横断的研究） 2 件、基幹研究（障害種別研究） 4 件、地域実践研究 4 件、合計 10 件を実施した。その際、研究課題に応じて全研究職員が障害種を横断して柔軟な研究チームを編成し、外部の研究協力者・機関を登用するなど、戦略的かつ組織的に実施した。 平成 29 年度の活用度調査は、「平成 28 年度における業務の実績に関する評価」（平成 29 年 8 月）における主務大臣の指摘事項を踏まえ、その原因を分析し、活用度調査の実施方法等を改善した。 その結果、研究成果が現場の改善に「活用できた」割合が 46.6％であり、達成度は、前年度の 60％を上回る 93.2％となった。 全ての終了課題で、研究成果報告書、研究成果サマリーを作成し、文部科学省や関係機関へ送付した。また、ガイドブック（一部は市販）、リーフレットを作成するとともに、これらを研究所のホームページで公開	② 基幹研究 6 課題と地域実践研究 4 課題の実施 平成 29 年度に実施した研究成果の概要は以下のとおり。 イ 平成 29 年度の基幹研究の実施 i) 平成 28 年度からの継続研究（基幹研究：横断的研究） ・「我が国におけるインクルーシブ教育システ	

と。 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等はもとより広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及を図ること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。 【指標】 ・インクルーシブ教育システム構築における取組の成果や課題を可視化するための評価指標の開発など、国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究を毎年度 10 件程度実施する。（平成 23 年度：16 件、平成 24 年度：10 件、平成 25 年度：10 件、平成 26 年度：11 件、平成 27 年度：11 件） ・教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況（研修会等への活用実績や授業実践への活用実績等）を毎年度調査し、半数以上の現場で改善に活用される。 【重要度：高】【優先度：高】 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推進に直接に		り実施する。 i）平成 28 年度からの継続研究（基幹研究：横断的研究） ・我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究（平成 28～32 年度） ・特別支援教育における教育課程に関する総合的研究（平成 28～32 年度）（基幹研究：障害種別研究） ・特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症のある幼児児童生徒の実態の把握と指導に関する研究－各部間の連続性を踏まえた指導の検討－（平成 28～29 年度） ・発達障害等のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方に関する研究－導入段階における課題の検討－（平成 28～29 年度） ii）平成 29 年度から新規に行う研究（基幹研究：障害種別研究） ・精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究（平成 29～30 年度） ・視覚障害を伴う重複障害のある児童生徒の指導に関する研究－特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に－（平成 29～30 年度）		ム構築に関する総合的研究－インクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）の作成－ →各地域で展開されているインクルーシブ教育システムの構築の成果や課題を可視化する評価指標（試案）を提案。 ・「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究－通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てて－ →新学習指導要領が公示されることを踏まえて開始。特別支援教育の推進がより一層求められることとなった通常の学級担任を対象とした手引き書を作成（市販化を含む）。（基幹研究：障害種別研究） ・「特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症のある幼児児童生徒の実態の把握と指導に関する研究－目標のつながりを重視した指導の検討－ →全国調査、研究協力機関の実践から指導目標設定（見直し）におけるポイントを明らかにした。 ・「発達障害等のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方に関する研究－導入段階における課題の検討－ →高等学校の通級導入期の課題から「全ての高等学校教員におさえて欲しい 10 のポイント」をまとめた。 ii）平成 29 年度から新規に行う研究（基幹研究：障害種別研究） ・「精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究」 →精神疾患・心身症について教育現場のニーズを明確にし、特別支援学校を中心とする取組を集約した（2 年目にガイドブックを作成する）。 ・「視覚障害を伴う重複障害のある児童生徒の指導に関する研究－特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に－ →特別支援学校（視覚障害）における視覚障害を伴う重複障害の指導上の課題に関する全国調査を実施（2 年目に指導内容や方法	し、研究所セミナーや研修講義で活用するなど、研究成果の効果的還元に取り組んだ。 以上により目標を達成した。 ＜課題と対応＞ 研究成果の活用についての定量的指標である「半数以上の現場で改善に活用される」の達成率は 93.2%であった。これについて、研究成果の示し方のさらなる工夫や普及方策の改善を図る必要がある。このために平成 30 年度には、研究成果を利用する教育委員会等に対して、どのような研究内容、あるいは研究成果の示し方であれば、より一層の活用につながるのかを聞き取るための訪問調査を予定している。さらに、活用度調査については、研究成果を児童生徒の指導等に直接に活用する現場である特別支援学校を対象とした試行的な調査の準備を進めている。	に、前年度より高くなっており、取組が評価される。 ・平成 29 年度から新規に行う研究の「精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究」について、発達障害の 2 次的な障害としてこれらの状態にある生徒への対応に苦慮している中学校や高等学校でも活用できるものとなるよう期待する。 ・研究活動の外部評価（5 段階で 4 以上の割合）について、ホームページや特総研の印刷物等を活かしているかが評価できるとよい。
--	--	--	--	---	---	--

	寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元する等、重要度、優先度は高い。			を提案する）。		
		ロ 平成 29 年度は地域実践研究を次のとおり実施する。 i) 平成 28 年度からの継続課題 ・インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備に関する研究（メインテーマ） a 地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究（サブテーマ） b インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究（サブテーマ） ・インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育に関する実際研究（メインテーマ） a 交流及び共同学習の推進に関する研究（サブテーマ） b 教材教具の活用と評価に関する研究（サブテーマ）		ロ 地域実践研究 平成 29 年度は、合計で 13 の指定研究協力地域と協働し、都道府県等教育委員会から派遣された地域実践研究員とともに研究を推進し、地域の課題を解決する知見を得た。また、8 県市において「地域実践研究フォーラム」を実施し、「交流及び共同学習 Q & A（試案）」、「タブレット端末活用に関するガイド」を作成するなど、地域や学校が直面する課題の解決に貢献する成果を得た。（詳細は P 31 以降に掲載）		
	③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等をはじめ、広く国民に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。	③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等をはじめ、広く国民に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。		③ 研究課題の精選・採択及び研究計画・内容の改善（研究ニーズ調査） 平成 29 年 1 月から 2 月にかけて、全国の都道府県、市区町村等教育委員会、特別支援教育センター、特別支援学校、教員養成大学、各種学校長会、教育長会等を対象として、平成 29 年度に実施する研究課題及び今後 5 年間に実施予定の研究課題についてのニーズ調査を研究所のホームページ上で実施した。		
	研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等はもとより広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。	研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等はもとより広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。		その結果、平成 29 年度の新規研究課題（2 課題）について 204 件、第 4 期中期目標期間における 5 年間の研究計画について 38 件の回答があった。新規研究課題で作成する予定のガイドブックにおいて、取り上げる事例を工夫することや、教材・教具等についても幅広く取り上げることなど、「研究実施計画」の改善を行うとともに、その工夫や改善の方向性については研究所のメールマガジンを通じて報告した。また、第 4 期中期目標期間における研究計画についての意見は、平成 29 年 11 月から各研究班による研究基本計画の改定を行う際の参考資料とするなど、研究計画や内容の改善を図った。		

				・研究成果の公開 基幹研究、地域実践研究の全ての終了課題で、研究成果報告書、研究成果サマリーを作成し、文部科学省や関係機関へ送付したほか、ガイドブック（一部は市販）や、リーフレットを作成した。これらは、研究所のホームページで公開するとともに、研究所セミナーや研修講義で活用することで研究成果の還元に努めた。	
	④ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、横断的研究及び地域実践研究については、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。	④ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、横断的研究及び地域実践研究については、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。		④ 研究チームの編成と各種団体との連携 文部科学省の特別支援教育調査官等に加え、都道府県等教育委員会、各種学校長会、特別支援学校、専門的な知見を有する大学教員、国立教育政策研究所の研究官等を研究協力者として登用した。 横断的研究及び地域実践研究では、研究課題に応じて全研究職員 42 名が障害種を横断して柔軟な研究チームを構成するなど、それぞれの専門性を生かした研究を推進する体制とした。 基幹研究の実施にあたり、文部科学省のモデル事業の実践を高校通級の研究の参考としたほか、全国特別支援学校長会の各種の調査は、関係する研究班等が調査に協力して調査結果を共有した。全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会からは全国基本調査のデータの提供を受けるなど、関連団体との研究資源の共有、相互活用を行うことで研究を効率的かつ効果的に推進した。	
	⑤ 終了した研究課題毎に、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用状況（研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等）について毎年度アンケート調査を実施し、半数以上の現場で改善に活用されているかの検証を行う。	⑤ 終了した研究課題について、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用状況（研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等）のアンケート調査を実施し、半数以上の現場で改善に活用されているかの検証を行う。		⑤活用度調査の改善と実施 活用度調査については、「平成 28 年度における業務の実績に関する評価」（平成 29 年 8 月）において主務大臣から、「研究成果の教育現場等での活用状況について達成率が低いことから、その原因を分析し、必要な方策を検討する必要がある」との指摘を受けた。また、有識者からの意見として「過去の研究成果の活用状況を追跡できるようにすると、現場が真に必要なとしている研究が見えてくるのではないか」とい	

				う意見もあった。 平成 28 年度の調査において、活用度が低いという結果になった原因としては、1. 調査の実施時期の問題と、2. 研究成果報告書のページ数が多いなどの成果の示し方に関する問題があると考えられた。 調査の実施時期については、前回の調査が行われたのが研究成果報告書の公表（平成 28 年 7 月）から半年程であり、そのため「今後、活用する予定がある」とした回答が多かったと考えられる。 次に、研究成果の示し方として、前回の調査で、特に「活用できた」等とされた研究成果物としてリーフレットやガイドブック等が比較的多くあげられており、教育現場でより活用しやすい形で示すことが重要であると考えられた。 これらを踏まえ、平成 29 年度は、平成 28 年度に引き続き平成 27 年度に終了した研究課題について、平成 30 年 3 月に、都道府県等教育委員会、特別支援教育センターに対しフォローアップ調査として活用度を調査した。その際、望ましい研究成果の示し方についても、併せて調査を行った。その結果 88 件の回答（回収率は 46.1％）があり、「活用できた」が 46.6％となって、達成率は前回の 60％から 93.2％に増加した。「具体的に活用する予定がある」とした 31.8％を加えると 78.4％となり、研究成果が、前回と比べて、より多くの教育現場で改善に活用されていると考えられた。また、研究成果の示し方については、「リーフレット、ガイドブック、指導の手引きなど、教員がすぐに活用できるもの」という回答が多かったため、引き続き改善を図る必要がある。		
（２）評価システムの充実による研究の質の向上 研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観	（２）評価システムの充実による研究の質の向上 ① 「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部	（２）評価システムの充実による研究の質の向上 ① 「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による	＜主な定量的指標＞ ・外部評価において、全ての研究において高い評価（５段階評価で 4 以上）を得る。 ＜その他の指標＞ ・研究区分の特性に応	＜主要な業務実績＞ ① 内部評価と外部評価 内部評価として、研究の実施期間中に行われる中間評価、研究開始年度の年度末に行われる初年度評価と最終年度の年度末に行われる最終	＜根拠＞ 平成 29 年度に実施した基幹研究 6 課題及び地域実践研究 4 課題について、内部評価及び外部評価を実施し	

	点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、PDCAサイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。 【指標】 ・研究所運営委員会の行う外部評価において、全ての研究において高い評価（５段階評価で４以上）を得る（平成23年度～平成26年度実績：全ての研究で４以上の評価）。	評価及び研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。全ての研究課題について、外部評価において、高い評価（５段階評価で４以上）を得る。	外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。全ての研究課題について、外部評価において、高い評価（５段階評価で４以上）を得る。	じた評価システムを構築し、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定等を行い、評価システムの改善を図る。また、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用する。 <評価の視点> 特になし	評価を行った。 外部評価は、当研究所の運営委員会の下に置く外部有識者で構成される外部評価部会が以下のとおり行った。 （外部評価） ・期間 平成30年4月～5月 ・対象課題 基幹研究6課題 地域実践研究4課題 ・評価結果 A+、A、B、C、C-の5段階で評価を実施し、10課題のうち、A+評価が1課題、A評価が9課題であった。 主務大臣による評価として、「研究内容の質的評価に関する記述も求められる」との指摘を踏まえ、上記の5段階の定量的な評価に加えて、外部評価の総合評価のまとめから、評価のポイントをまとめた定性的な評価として、評価者のコメントを記載した。それぞれの研究課題の評価結果は以下のとおりである。 i) 最終評価（平成29年度終了課題） （基幹研究：横断的研究） ・「我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究－インクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）の作成－」 →これまでのインクルーシブ教育システムに関する本研究所の研究を発展させ、国内調査、海外調査を実施して質の高い8項目の指標をまとめたこと、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、幼稚園・学校の3機関で整合性を持ち、それぞれが相互に活用できるようにまとめたことは高く評価できる。（評価：A） ・「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究－通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てて－」 →多様な学びの場における学習の連続性に着目して、新学習指導要領に基づく教育課程	た。外部評価において全10課題のうち1課題がA+、それ以外の9課題がAとなり、全ての課題で5段階中4以上の評価となった。 基幹研究と地域実践研究で異なる評価の観点を設けるなど、研究区分の特性に応じた評価を行うとともに、初年度評価の観点・項目の改善を行った。また、いずれの研究区分においても研究成果の活用可能性を評価するなどアウトカムを重視する評価の観点を設定した。 評価結果は理事長名で、それぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックするなど、PDCAサイクルが着実に実施されるように評価システムを運用した。 以上により目標を達成した。 <課題と対応> 主務大臣の指摘事項となった研究内容の質的評価については、今後とも検討が必要である。他機関の評価システムを参考とするなど評価項目、評価方法について不断の見直しを行い、評価システムの充実を図ることとしている。	
--	---	---	--	---	---	---	--

					の円滑な実施につなげていこうとする重要な研究であり、形として手引き書という成果物を出せたことで、その成果が広く活用される可能性が高い。（評価：A+） （基幹研究：障害種別研究） ・「特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症のある幼児児童生徒の実態の把握と指導に関する研究－目標のつながりを重視した指導の検討－」 →対象の幼児児童生徒の指導の現状と課題が明確になった意義は大きい。実践現場との連携のもと、自立活動指導の実践課題を児童生徒に即して具体的に明示し、かつ実際の授業改善を通して課題解決の方策を示し得た意義もまた大きい。（評価：A） ・「発達障害等のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導のあり方に関する研究－導入段階における課題の検討－」 →今日のかつ重要な課題である高等学校における通級による指導の導入に関する本研究は、施策においても学校現場においても重要な内容である。今後、本研究の成果が全ての高等学校に浸透していくことを強く期待する。（評価：A） （地域実践研究） ・「地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究」 →対象地区における丁寧な調査により、それぞれの課題が明確になっている。インクルーシブ教育システムの構築に向けての様々な課題が浮き彫りにされており、これに基づく改善点を整理し、汎化されていくことは重要である。研究を国の施策、自治体や学校の方針に積極的に生かしてもらえようにすることが重要である。（評価：A） ・「インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究」 →インクルーシブ教育システム構築に当たっては、全ての教員が当該教育の意義と実践を理解することが重要であり、その現状と対応策を明らかにする本研究の意義は大き	
--	--	--	--	--	--	--

					い。協力自治体と連携し、自治体のニーズに即して研修のあり方を追究した研究として、各地区の今後の研修のあり方の方策と方向性が明らかになっており活用に期待する。（評価：A） ・「交流及び共同学習の推進に関する研究」 →全国レベルの実態調査に基づき、地域での取り組みや活動における課題や方向性が示唆され、交流及び共同学習に関する実践的効果の検証が、特別支援学校の視点のみならず、通常の学級の視点からも検討されている。とくに具体的な実施のためのガイドライン的成果物が作成された点からも、研究の目的を十分に達成できた優れた研究として評価できる。（評価：A） ・「教材教具の活用と評価に関する研究－タブレット端末を活用した指導の専門性の向上と地域支援－」 →インクルーシブ教育システムの構築に向けた合理的配慮の提供にあたり、I C T機器は非常に重要なツールであり、その活用内容、活用方法に関してのガイドの作成にたどり着くことができたことは、大きな評価に値すると考える。本研究では10 項目のニーズを整理するとともに 29 の下位項目を設定できており、特別支援学校と小・中学校、教育行政での今後の活用が期待できるものとして評価できる。（評価：A） i i）初年度評価（平成 30 年度継続課題） （基幹研究：障害種別研究） ・「精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究」 →本研究で計画されている「精神疾患及び心身症のある子どもの教育支援ガイドブック」は、特別支援学校（病弱）に在籍する児童生徒だけでなく、小・中学校、高等学校等の児童生徒にとっても活用が期待できる意義のある研究である。（評価：A） ・「視覚障害を伴う重複障害のある児童生徒の指導に関する研究－特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に－」	
--	--	--	--	--	--	--

		② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用する。	② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用する。	→学校現場で課題となっている、視覚障害と他障害を併せ持つ児童生徒の指導方法の確立を目指す意義ある研究と認められる。視覚及び触覚活用の評価は、特別支援学校全体の重複障害教育に資するものである。次年度は知的障害の程度等に応じた整理も期待したい。（評価：A） ② 評価システムの改善 平成 29 年度は、平成 28 年度に引き続いて、評価の観点として、国の政策立案や施策推進等への寄与、地方自治体の施策推進等への寄与、学校現場での課題解決への寄与の観点で該当する研究成果の活用可能性を評価するなど、アウトカムを重視する評価の観点を設定した。また、外部評価部会の意見に基づいて、初年度評価については、研究の進捗状況を中心にした総合評価とし、新たに、次年度に向けた改善策や充実につながる方策についての意見を求める項目を追加するなど、評価の観点・項目の改善を行った。 地域実践研究については、これらに加えて指定地域での課題解決の見込みについて項目を設けて評価を求めるなど、研究区分の特性に応じた評価を行った。 内部評価、外部評価の評価結果については、評価結果の確定後に、理事長名で、それぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックし、指摘への対応状況について次の段階の自己評価の際に様式に記入させ、具体的な報告を求めるなど、PDCAサイクルが着実に実施されるように評価システムを運用した。	
--	--	--	--	---	--

4．その他参考情報
特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－2	各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 2 号	業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 124、125
当該項目の重要度、難易度	優先度「高」：（1）国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 各都道府県等における特別支援教育の指導者養成は、喫緊の課題であり、優先度は高い。 重要度「高」、難易度「高」：（2）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 各都道府県等が進める教職員の資質向上への支援は、喫緊の課題であり、重要度は高い。また、免許法認定通信教育は、新たにシステムを構築して運用を図るもので、コンテンツの新規整備や各都道府県における試験の実施等、様々な課題があり、難易度は高い。				

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度		2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	3 2 年度
研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況	計画値	80%以上	—	80%	80%				予算額（千円）	247, 370	285, 147			
	実績値	—	—	100%	100%				決算額（千円）	202, 561	235, 631			
	達成度	—	—	125%	125%				従事人員数（人）	13	15			
研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況	計画値	80%以上	—	80%	80%									
	実績値	—	—	96. 4%	96. 4%									
	達成度	—	—	120. 5%	120. 5%									
講義配信の受講登録数	計画値	中期目標期間終了までに 4, 000 人以上	—	800 人	2, 400 人									
	実績値	—	—	1, 877 人	2, 722 人									
	達成度	—	—	234. 6%	113. 4%									
免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数	計画値	中期目標期間終了までに、3, 000 人以上	—	300 人	700 人									
	実績値	—	—	551 人	1, 470 人									
	達成度	—	—	183. 7%	210%									

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。 研修の実施に当たっては、その実施状況を踏まえた課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、教員研修センターなどの関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、社会情勢の変化等を勘案した集中と選択の観点から、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした研修体系を早急に策定すること。 さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や	（１）国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ① 研修の背景・必要性や研究所が実施する研修の基本方針や概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定し、これに基づき、次の研修を実施する。 イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約２か月間の宿泊研修） ・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース（視覚障害教育専修プログラム）（聴覚障害教育専修プログラム）（肢体不自由教育専修プログラム）（病弱教育専修プログラム） ・知的障害教育コース（知的障害教育専修プログラム） ・発達障害・情緒障害・言語障害教育コース（発達障害・情緒障害教育専修プログラム）（言語障害教育専修プログラム） ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会：各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修	（１）国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ① 「研修指針」に基づき、次の研修を実施する。 イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約２か月間の宿泊研修）（第一期）視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース 募集人員：70名 実施期間：平成29年5月15日～平成29年7月14日（第二期）発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 募集人員：70名 実施期間：平成29年9月4日～平成29年11月8日（第三期）知的障害教育コース 募集人員：70名 実施期間：平成30年1月16日～平成30年3月20日 募集人員計：210名 ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会：各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修（各２日間の宿泊研修）	＜主な定量的指標＞ ・研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について80%以上 ・研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について80%以上 ＜その他の指標＞ ・研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、研究成果等の最新の知見等を取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式を多く取り入れる等プログラムの工夫を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞ P45～73	評定：A	評定	A
					＜主要な業務実績＞ ①「研修指針」に基づく研修の実施 ・ 当研究所の研修は、第4期中期計画に基づき、研修の背景・必要性、研修実施の基本方針や実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定（平成28年3月）し、実施している。 イ 特別支援教育専門研修について ・ インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、専門性の向上や指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める研修を年度計画どおり実施した。 ・ 平成29年度特別支援教育専門研修の募集人員は、前年比10名増の計210名としたが、研修修了者数は224名であり、募集人員に対する参加率は106.7%となった。 ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会について 特別支援教育政策上の課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応し、年度計画どおりに3つの研究協議会を実施した。 ・高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会の受講者数は114名で、募集人員	＜根拠＞ 特別支援教育専門研修受講者の指導的役割の実現状況、自己目標の実現状況とともに、達成度は120%を超え、A評価の基準を達成した。 また、政策課題に対応して高校通級研修を新たに実施したこと、発達障害教育指導者研究協議会を発達障害教育実践セミナーに改編し、定員増を図ったこと、特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会を実施したことなど、受講者のニーズに応える改善を図った。 さらに、各都道府県・指定都市教育委員会等の特別支援教育関係担当の指導主事等に対するアンケートで約60%の指導主事等が当研究所の研修経験があったことから、当研究所の研修が都道府県等における特別支援教育の推進に一定の役割を果たしていることが窺える。 ＜課題と対応＞ 特別支援学校の学習指導要領の改訂や高等学校通級の制度化等、新たな教	＜評定に至った理由＞ 評価すべき実績の欄に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 ＜評価すべき実績＞ 研修受講者の研修終了後における指導的役割の実現状況（計画値80%以上に対して実績値100%）、研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況（計画値80%以上に対して実績値96%）、講義配信の受講登録数（計画値2,400人以上に対して実績2,722人）、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数（計画値700人に対して実績値1,470人）で目標を達成した。 このほか、政策課題に対応して高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会を新たに実施したこと、平成28年5月の発達障害者支援法等の改正を踏まえた発達障害教育実践セミナーを実施したこと、障害者スポーツの推進に向けて、新たに、特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会を実施したことなど、受講者のニーズに応える改善を図ったことなどから、所期の計画を大きく上回る実績を達成した。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・全体及び各評価指標の課題認識はその通りと評価する。今後も認識課題の改善の取り組みを期待する。	

研究成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、PDCAサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。 【指標】 ・教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について 80%以上の達成を図る。 ・研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について 80%以上の達成を図る。 【優先度：高】 各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は、喫緊の課題であり、優先度は高い。	(各2～3日間の宿泊研修) ・就学相談・支援指導者研究協議会 ・発達障害教育指導者研究協議会 ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会 ・特別支援教育のICT活用に関わる指導者研究協議会 ② 研修の実施に当たっては、教職員支援機構などの関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。	・高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会（連続型） 募集人員：105名 実施期間： 第1回 平成29年5月8日～9日 第2回 平成29年8月28日～29日 第3回 平成30年1月9日～10日 ・特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会 募集人員：70名 実施期間：平成29年7月20日～21日 ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会 募集人員：70名 実施期間：平成29年11月16日～17日 ② 研修の実施に当たっては、関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。		に対する参加率は平均で96.8%であった。 ・特別支援教育におけるICT活用に関する指導者研究協議会の受講者は80名で、募集人員に対する参加率は114%であった。 ・交流及び共同学習推進指導者研修協議会の受講者数は73名で、募集人員に対する参加率は104%であった。 ② 研修カリキュラムの見直し等について 特別支援教育専門研修及び各研究協議会の修了直後のアンケート等を踏まえ、見やすく分かりやすい資料の作成例の提案やシラバスに沿った講義となるよう担当講師への要請、最新の研究成果を講義に取り入れるなどのカリキュラムの見直し等を行った。 (主な改善例) ・インクルーシブ教育システムの充実を図るため、特別支援教育専門研修の「各障害種教育論」において小・中学校等に在籍している支援の必要な児童生徒への指導内容・方法等に関する内容を増やすとともに、「教育と医療・保健・福祉・労働との連携」において特別支援学校の地域支援（センター的機能）を意識した内容とした。 ・「各障害種教育論」において、研究成果について取りあげるとともに、新学習指導要領、高校通級に関わる内容について、国の最新情報や最新の調査結果を取り入れるなど、講義内容について、随時の見直しを行った。 ・受講者が指導者として活躍できるよう共通講義「研修の企画・運営の方法」において、グループ協議を行った上で自己目標を考えさせるなど、協議・演習の構成を工夫した。	育課題へ迅速に対応できるよう研究成果を十分に研修に反映させることが必要となってきた。このため、受講者や教育委員会等のアンケート等を基にカリキュラムの改善を図る等、不断の見直しを行い、PDCAサイクルを十分に機能させ、今後の研修事業の在り方の検討を早急に進めていく必要がある。	・高等学校の教員を対象として、特別支援教育の研修の機会を多くすることが望まれる。 ・特別支援教育を学校経営の観点から進めるため、独立行政法人教職員支援機構が実施する研修など他機関とも連携し、管理職への研修も検討することが望まれる。 ・コンテンツを高等学校に周知する手立てが必要であり、全国高等学校長会等への働きかけなど、直接的に高等学校に届くよう校長会等との連携が必要と考える。 <有識者からの意見> ・専門研修の内容を時代に即したものに改編し、ニーズに応えるようにしたことは、高く評価できる。学習指導要領の改訂等の当面の課題について、これまでの研究の蓄積を生かした実践的な研修を実施していくことを期待する。 ・指導者の育成や教職員の専門的知識等の向上は重要な課題である。研修受講者が指導的な役割を各地で果たしていることは大きな成果である。 ・インクルーシブ教育については、その名称は、かなり周知されてきているが、その内容についての理解は、まだ十分とは言い難いと思われる。特に、専門性の向上や指導力の向上は、日々の学校における教育実践で重要である。今日通常学級に在籍する発達障害の子供たちが増加する中、特別支援教育専門研修の参加者の増加傾向にも認められる。この研修の意味は、重要であり、その充実が一層求められる。
---	---	--	--	--	--	---

				・高等学校における通級による指導の制度化に向けた国の政策動向を踏まえ、導入に向けての経緯や検討課題、留意点等についての講義や、既に導入している教育委員会、高等学校の取組の紹介、連続型の研修として課題を整理するなど、より実践的な研修を新たに実施した。		
	③ 任命権者である教育委員会等に対して、研修修了１年後に受講者の指導的役割の実現状況についてのアンケート調査（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）を実施し、80%以上の達成を確保する。 また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、PDCAサイクルを重視した研修の運営を行う。	③ 任命権者である教育委員会等に対して、平成 28 年度研修受講者を対象とした研修修了１年後における指導的役割の実現状況（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）についてのアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、PDCAサイクルを重視した研修の運営を行う。		③ 教育委員会等や受講者に対するアンケート調査 1) 特別支援教育専門研修修了１年後アンケート調査における指導的役割の実現状況 平成 28 年度特別支援教育専門研修修了者について、修了１年後を目途に、受講者、受講者の所属長及び教育委員会に対し、受講者の各地域等での指導的役割の実現状況の把握を目的に、アンケート調査を行った。 その結果、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は 99.6%、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長（学校長等）は 99%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は 100%と、目標値である 80%を超える結果となった。 2) 特別支援教育専門研修における自己目標の修了直後における実現状況 平成 29 年度特別支援教育専門研修受講者の研修修了直後における自己目標の実現状況は、第 1 期は 96%、第 2 期は 96%、第 3 期は 98%と、目標値である 80%を超える結果となった。 また、修了直後アンケートでは、研修プログラムについて、各期とも 100%のプラス評価という結果となった。 3) インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会修了１年後アンケート調査における指導的役割の実現状況 平成 28 年度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（就学相談・支援指導者研究協議会、発達障害教育指導者研究協議会、特別支援教育における ICT 活用に関わる指導者研究協議会、交流及び共同学習推進指導者研究協議会）について、特別支援教育専門研修と同様		

			④ 上記のほか、幅広い学校種の教員を対象に、広く発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図るための教育実践セミナーを実施する。また、全国特別支援学校長会と連携して、特別支援学校における体育・スポーツ活動の指導者を対象に、指導の充実を図るための協議会を実施するとともに、特別支援学校寄宿舎指導員を対象に、寄宿舎における指導の充実を図るための協議会を実施する。	に、受講者、受講者の所属長及び教育委員会等に対して、研修修了1年後アンケート調査を実施した。 その結果、4研究協議会全体では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は95.6%、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長は97.9%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は98.9%と、目標値である80%を超える結果となった。 また、平成29年度の研究協議会受講者に対する修了直後のアンケート調査結果においては、研修プログラムについて、高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会で99.7%、特別支援教育におけるICT活用に関する指導者研究協議会で100%、交流及び共同学習指導者研究協議会で98%のプラスの評価を得た。 4) 特別支援教育担当の指導主事等に対する研修受講アンケート調査の実施 都道府県・指定都市教育委員会及び特別支援教育センター等の特別支援教育担当の指導主事等に対し、当研究所での研修経験の有無や研修事業に対するニーズを把握するためのアンケート調査を、平成30年1月に行った。その結果、305名(45都道府県、15指定都市)から回答があり、本研究所の研修経験を有する指導主事等は59.3%であった。また、参加経験のある研修は特別支援教育専門研修が21.0%と最も多く、次いで就学相談・支援指導者研究協議会が15.4%となった。 ④ 発達障害教育実践セミナー、校長会と連携した協議会の実施 ○ 発達障害教育実践セミナーの実施 平成29年度より、新たに、広く発達障害についての教員の理解促進と実践的な指導力の向上を図るための「発達障害教育実践セミナー(テーマ:通級による指導に期待されること)」を平成29年7月28日に開催した。募集人員200名のところ208名の参加を得た。 参加者からは、「指導者としての意識の持ち方を考えさせられた。」「教育にもエビデンスが求められていることがわかった。」「通級を利用し	
--	--	--	--	---	--

				ている本人とともに指導・支援の内容を考える必要性を感じた。」等の感想が寄せられた。実施後のアンケートも満足度が 95%を超えるなど参加者にはニーズの高いセミナーとなった。 ○ 全国特別支援学校長会との連携研修の実施 全国特別支援学校長会との連携研修として、引き続き「特別支援学校寄宿舎指導実践協議会」を開催するとともに、障害者スポーツの推進に向けて、新たに、「特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会」を開催した。 1）特別支援学校寄宿舎指導実践協議会は、平成29年7月27日に実施し、募集人員50名のところ62名の参加を得た。参加者アンケートでは、全ての回答者から有意義であったとの評価を得、満足度の高い協議会となった。 2）特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会は、平成29年8月18日に実施し、募集人員60名のところ、47名の参加を得た。参加者アンケートでは、全ての回答者から有意義であったとの評価を得、満足度の高い協議会となった。		
（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施すること。 これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運	（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 ① 各都道府県等における障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員をはじめ、幅広い教員の資質向上の取組を支援するため、「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。 イ 配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに、最新の情報を提供できるよう、計画的に更新する。また、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。	（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 ① 「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。 イ 配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに、最新の情報を提供できるよう更新する。また、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。	＜主な定量的指標＞ ・講義配信の受講登録数2,400人以上 ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数700人以上 ＜その他の指標＞ ・講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに最新の情報を提供できるよう更新を行う。また、利用者のアンケート調査等を基に内容及び運用の改善を図ったか ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ ① インターネットによる講義配信 1）講義コンテンツの充実 都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、インターネットによる講義配信を行っている。配信する講義コンテンツについて、平成29年度は、インクルーシブ教育システムの構築に向け、新規に高等学校や幼稚園における特別支援教育に対応した7コンテンツを追加し、116コンテンツ（平成29年度末現在）とした。なお、幼稚園向けのコンテンツについては、平成30年度において、さらに3コンテンツを公開する予定である。 （平成29年度新規コンテンツ） ・高等学校に求められる合理的配慮と基礎的環境整備 ・高等学校における校内支援体制づくり（1）	＜根拠＞ 教員の資質向上支援について、講義配信登録者数が2,722人となり、年度計画の2,400人を超え達成した。また、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数は1,470人となり、年度計画の700人を大幅に超え達成した。 ＜課題と対応＞ 学習指導要領の改訂や高等学校通級の制度化を踏まえ、より教育現場の課題に対応した講義配信コ	

	用の改善を図ること。 【指標】 ・講義配信の受講登録者数を、中期目標期間終了までに、4,000 人以上とする（平成 28 年 1 月現在登録機関数：1,156 機関。平成 28 年度以降、利便性向上のため個人登録に変更。） ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、3,000 人以上とする。 【重要度：高】【難易度：高】 各都道府県等が進める教職員の資質向上への支援は、喫緊の課題であり、重要度は高い。また、免許法認定通信教育は、新たにシステムを構築して、運用を図るもので、コンテンツの新規整備や各都道府県における試験の実施等、様々な課題があり、難易度は高い。	ロ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報することにより、講義配信の受講登録数を、平成 29 年度末までに、2,400 人以上を確保する。	特になし	・高等学校における校内支援体制づくり（2） ・高等学校における特別な配慮を要する生徒への進路指導 ・高等学校における特別支援教育に関する研修及び授業研究の進め方 ・高等学校段階（思春期）における障害のある生徒の心理と自己理解 ・幼児期における特別支援教育の考え方 2）利用者アンケート調査等による改善 平成28年度末から平成29年度始めにかけて講義配信を活用して研修を実施している教育委員会・学校・発達支援センターを抽出して実地調査を行い、上述の幼稚園・高校教員向けのコンテンツの拡充につながった。 また、収集した事例は、各学校・教育委員会における教員研修等での活用事例の紹介や、多様なニーズに応じた研修プログラムを提案するリーフレットの作成に活用した。 3）広報活動の実施による登録者数の増加 リーフレットを各種校長会や研究所セミナー、全国特別支援教育センター協議会等で配布し、幅広く広報を行ったことにより、登録者数は、平成 29 年度末で 2,722 名となった（平成 28 年度末の 1,877 名から 845 名の増（＋45％））。 4）新たな取組 ・ 教育委員会や学校からのインターネット接続が制限されている場合もあることから、教育委員会から申し出があった場合には、自治体内のネットワークで活用されるよう、ファイルを提供する取組も新たに行った。平成 29 年度は、東京都及び岐阜県の教育委員会にファイルを提供した。 ② インターネットによる免許法認定通信教育の実施 ・ 平成 29 年度は、前期に「視覚障害児の教育課程及び指導法（1 単位）」及び「聴覚障害児の教育課程及び指導法（1 単位）」（新規）を、後期に「視覚障害児の心理、生理及び病理（1 単位）」（新規）及び「聴覚障害児の教育課程及び指導法（1 単位）」を開設した。	コンテンツの一層の整備を図り、広く普及していくことが必要となってきた。このため、平成 30 年度において、広報の充実や講義配信コンテンツの新たな整備を図っていく。	
--	---	---	-------------	---	--	--

	から優先的に科目を開設するとともに、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を行う。 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を平成 29 年度間に、700 人以上を確保する。	ら新たに聴覚障害教育領域の科目を開設するとともに、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を行う。 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を平成 29 年度間に、700 人以上を確保する。	単位認定試験は、前期については平成29年 8 月 12日（土）に全国25会場で、後期については平成 30年 2 月 3 日に全国28会場で実施し、単位取得者は1,236名となった。 ・ 受講者の利便性向上のため、試験実施会場を原則県庁所在地に設定するとともに、障害のある者への配慮について、本人からの聞き取りを基に措置した。また、受講者からの質問や要望を基に、「よくある質問」の拡充や理解度チェックテストを配信講義とは別に視聴できるようにするなどの改善を図った。 [視覚障害のある者への配慮の例] ・ 問題用紙へのチェックによる解答 ・ ルーペの持参及び使用 ・ 試験時間の延長（1.3倍（弱視）1.5倍（盲）） ・ テキスト形式の試験問題をUSBメモリに入れて出題 ・ パソコン上で解答し、USBメモリに入れて提出 [聴覚障害のある者への配慮の例] ・ 試験室内の前列、通路側に座席を設ける ・ 注意事項等の説明をメモにより伝達する ・ 試験開始と試験終了の合図について、近くで手で指し示して行う ○ 特別支援教育専門研修における免許法認定講習及び免許状更新講習 ・ 特別支援教育専門研修においては、教育職員免許法施行規則に基づく免許法認定講習を併せて開設し、講習履修者に対して試験（レポート）による審査のうえ、特別支援学校教諭の一種又は二種免許状の取得に必要な単位について、延べ234名に単位の認定を行った。 ・ 当研究所の免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者は、中期目標で 3,000名を指標としているが、平成29年度においては年度計画の700名以上の倍である 1,470名が取得しており、国の施策である免許状取得率の向上に寄与しているものと考え		
--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－3	総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 4 号	業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 124、125
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」：（1）戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要であるため。 優先度「高」、重要度「高」：（2）特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 研究所の認知度を高めることにより、より多くの者に必要な情報の提供や特別支援教育の理解促進が進むことが期待され、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重する共生社会の形成に資する観点から、優先度は高い。また、対象が、特別支援学校及び特別支援学級等以外であるため、これまで以上の積極的かつ効果的な広報が必要となり、難易度は高い。				

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報											
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度			
研究所セミナーの参加者満足度	計画値	85%以上	－	85%	85%						
	実績値	－	－	99.4%	98.6%						
	達成度	－	－	116.9%	116%						
地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数	計画値	毎年度 4 回	－	4 回	4 回						
	実績値	－	－	4 回	4 回						
	達成度	－	－	100%	100%						
講師派遣の派遣人数	計画値	前中期目標比 25%増	－	430 人	430 人						
	実績値	－	－	439 人	431 人						
	達成度	－	－	102.1%	100.2%						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	（１）戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進	（１）戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進	（１）戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進	＜主な定量的指標＞ 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞ P 74～89	評価：B	評価	B
					＜主要な業務実績＞ ①「広報戦略」に基づく情報収集 イ 情報収集 ・特別支援教育に関するナショナルセンターとして、文部科学省等の国の施策に関する情報、都道府県教育委員会等に関する情報、各種校長会等との連携や研究協力校における実践に関する情報、関連学会での学術的な情報等を幅広く収集している。 ・発達障害教育に関する情報は新しく組織した発達障害教育推進センターが、障害種をまたがる特別支援教育の教材・支援機器等（ICT 等を含む）に関する情報は情報・支援部が、それぞれ、文部科学省や厚生労働省、都道府県教育センター等と連携して、系統的に幅広く収集している。	＜根拠＞ 特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで幅広く情報収集している。研究や研修に活用するとともに、普及対象を考慮し、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるように充実に実を図り、情報発信に取り組んだ。 また、ホームページで収集した情報を提供するとともに、利便性の改善や利用者サイドの視点を取り入れて、計画どおり改定した。 発達障害教育推進センターのホームページで公表しているコンテンツは、平成 28 年度に開設した YouTube の NISE チャンネルで視聴できる研修講義数を増やした。国際化の対応についても、継続して充実させた。 これらのことから、年度計画を達成した。	＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。	
							＜評価すべき実績＞ 研究所が実施するセミナー参加者の満足度（計画値 85%以上に対して実績値 99%）、地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数（毎年度 4 回に対して実績値 4 回）、講師派遣の派遣人数（計画値 430 人以上に対して実績値 431 人）であり、目標を達成した。	
							＜今後の課題・指摘事項＞ ・法人のホームページの存在を知らない小中学校、特に高等学校の教員が、法人の発信している発達障害についての情報に直接触れられるよう、小中高等学校の教員が閲覧する様々なネットワーク等に「窓口」を設けるなど、周知についてさらなる工夫が望まれる。 ・難易度は高いが、幼・小・中・高・大学との連携を強化すること、情報発信の推進が望まれる。 ・研究所が実施するセミナーの参加者や講師派遣については、どうしても限りがある。研究成果については、直接伝えるだけではなく、WEB 等の活用にも、今後、力を入れていくことが必要と考える。	
	我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう、情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し強化した広報戦略を早急に策定すること。 また、広報戦略に基づき、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を系統的に収集するとともに、研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットを通じた情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進すること。	① 特別支援教育に関する幅広い関係者の理解・支援の確保に貢献するため、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し、取組を強化することを目的に「広報戦略」を策定し、これに基づき、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集を行う。 イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。 ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。	① 「広報戦略」に基づき、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集を行う。 イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。 ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。	＜その他の指標＞ ・特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで幅広く情報収集し、情報内容に応じて整理し、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備したか。 ・国や都道府県はもとより、市区町村や幼・小・中・高、保護者等多方面に対してインターネットなど様々な手段を活用して情報の発信、提供を充実したか。 ・研究成果について、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ①「広報戦略」に基づく情報収集 イ 情報収集 ・特別支援教育に関するナショナルセンターとして、文部科学省等の国の施策に関する情報、都道府県教育委員会等に関する情報、各種校長会等との連携や研究協力校における実践に関する情報、関連学会での学術的な情報等を幅広く収集している。 ・発達障害教育に関する情報は新しく組織した発達障害教育推進センターが、障害種をまたがる特別支援教育の教材・支援機器等（ICT 等を含む）に関する情報は情報・支援部が、それぞれ、文部科学省や厚生労働省、都道府県教育センター等と連携して、系統的に幅広く収集している。	＜根拠＞ 特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで幅広く情報収集している。研究や研修に活用するとともに、普及対象を考慮し、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるように充実に実を図り、情報発信に取り組んだ。 また、ホームページで収集した情報を提供するとともに、利便性の改善や利用者サイドの視点を取り入れて、計画どおり改定した。 発達障害教育推進センターのホームページで公表しているコンテンツは、平成 28 年度に開設した YouTube の NISE チャンネルで視聴できる研修講義数を増やした。国際化の対応についても、継続して充実させた。 これらのことから、年度計画を達成した。	＜評価すべき実績＞ 研究所が実施するセミナー参加者の満足度（計画値 85%以上に対して実績値 99%）、地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数（毎年度 4 回に対して実績値 4 回）、講師派遣の派遣人数（計画値 430 人以上に対して実績値 431 人）であり、目標を達成した。	＜今後の課題・指摘事項＞ ・法人のホームページの存在を知らない小中学校、特に高等学校の教員が、法人の発信している発達障害についての情報に直接触れられるよう、小中高等学校の教員が閲覧する様々なネットワーク等に「窓口」を設けるなど、周知についてさらなる工夫が望まれる。 ・難易度は高いが、幼・小・中・高・大学との連携を強化すること、情報発信の推進が望まれる。 ・研究所が実施するセミナーの参加者や講師派遣については、どうしても限りがある。研究成果については、直接伝えるだけではなく、WEB 等の活用にも、今後、力を入れていくことが必要と考える。
	【指標】 ・情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、研究所メール				＜課題と対応＞ 研究所のホームページのリニューアル等、情		＜有識者からの意見＞ ・広報戦略（H29 年 3 月改定版）に	

	マガジン講読者に対して、研究所ホームページの有 用度(研究所ホームページの使いやすさ、情報量の多 さ、情報の検索の容易さ等)に関するアンケート調 査を定期的に行い、毎年度ホームページを改善する。 平成 29 年度以降、ホーム ページの利用状況等を勘 案し、更なる改善のための 指標を検討する。 【重要度： 高】 特別支援教育に係る有用 な情報等を、教育関係者は もとより、民間企業や各種 団体等に対しても広く提 供し普及を図ることは、国 の特別支援教育政策を進 めていく上で重要であり、 重要度は高い。	② 「広報戦略」に基づき、全ての の学校をはじめとする関係者に必 要かつ有益な情報が提供されるよ う、情報提供の量的充実とその効 果的・戦略的な取組を推進する。 イ 国や都道府県、特別支援学校 はもとより、市区町村や幼稚園、 小・中学校、高等学校、保護者、関 係団体等多方面に対して、インタ ーネットなど様々な手段を活用し て、研究成果などの研究所が有す る情報の発信、提供を充実する。 ロ 研究所のホームページについ て、情報コンテンツを計画的・体 系的に整備することにより、様々 な利用者層にとって、有用でわか りやすいものとなるようにする。 また、国際的な情報発信を強化す るため、発達障害教育に関する情 報をはじめ、研究所が有するコン テンツの英語版の作成を計画的に 進める。 ハ 研究成果については、ホーム ページを通じて、研究成果報告書 のほか、サマリー集やガイドブッ ク、リーフレット等わかりやすい 形で情報提供を行うとともに、学 会発表及び誌上発表を行う。 ニ 研究や国際会議・外国調査の 報告等を内容とする特総研ジャー ナル、研究紀要、英語版のジャー ナルである NISE Bulletin を毎年 度それぞれ 1 回刊行し、ホームペ ージに掲載する。また、研究所の	② 「広報戦略」に基づき、全ての学校を はじめとする関係者に必要かつ有益な情 報が提供されるよう、情報提供の量的充実 とその効果的・戦略的な取組を推進する。 イ 国や都道府県、特別支援学校はもとよ り、市区町村や幼稚園、小・中学校、高等 学校、保護者、関係団体等多方面に対して、 インターネットなど様々な手段を活用し て、研究成果などの研究所が有する情報の 発信、提供を充実する。 ロ 研究所のホームページについて、情報 提供コンテンツを計画的・体系的に整備す ることにより、様々な利用者層にとって、 有用でわかりやすいものとなるようにす る。また、国際的な情報発信を強化するた め、発達障害教育に関する情報をはじめ、 研究所が有するコンテンツの英語版の作 成を計画的に進める。 ハ 研究成果については、ホームページを 通じて、研究成果報告書のほか、サマリー 集やガイドブック、リーフレット等わかり やすい形で情報提供を行うとともに、学会 発表及び誌上発表を行う。 ニ 研究や国際会議・外国調査の報告等を 内容とする特総研ジャーナル、研究紀要、 英語版のジャーナルである NISE Bulletin を平成 29 年度中にそれぞれ 1 回刊行し、 ホームページに掲載する。また、研究所の 研究成果や特別支援教育に係る最新の情	② 情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組 イ及びハ [研究成果などの情報発信] 研究成果・刊行物は、ホームページ上に掲載して 情報提供を行った。ホームページの改定にあわせ て、特別支援教育全体と各専門領域（各障害種）別 の一覧を掲載したページを新たに作成した。 また、印刷したサマリー集は、都道府県・市区町 村教育委員会等へ幅広く配布し、リーフレット類 は、各種の研修等で活用した。さらに、所内外の研 修や講演、文部科学省主催の説明会、研究所主催の 各種イベント、各種校長会の総会等では、パンフレ ットを配布し、説明を行うことで普及を図った。な お、日本特殊教育学会等での学会における発表や誌 上発表を行うことでも普及を図った。 ロ及びホ [ホームページによる情報発信] ホームページについては、アンケート調査及び外 部機関の診断を受けて、平成 29 年度に改定した。 トップページはシンプルな構成とし、利用者サイ ドの視点から、「研究者の方」「教育関係者の方」「障 害者・ご家族・一般利用者の方」の入口を設けて利 便性を図った。また、バナーの表示方法の改定やス マートフォンへの対応等の改善、特別支援教育に関 する情報は新しい内容に改めた。 インクルーシブ教育システム構築支援データベ ース（インクルＤＢ）では、学校・地方公共団体向 けや保護者向けのＱ＆Ａを 1 問 1 答式で掲載する ほか、研究所の研究報告や関連リンクの掲載を行 い、情報発信の充実を図った。 主務大臣から指摘のあった国際化の対応につい ては、平成 29 年度に改定した英語版の研究所要覧、 英語版特総研ジャーナルの NISE Bulletin を、新た に英語版のホームページに掲載した。 ニ [各種出版物] 研究所の事業や研究、外国調査の報告等をまとめ た特総研ジャーナル、英語版特総研ジャーナルの NISE Bulletin、研究紀要第 45 巻を平成 30 年 3 月 に刊行し、ホームページに掲載した。また、研究所 の活動や特別支援教育の最新情報等を発信するメ	報発信体制の充実を図 ってきており、今後、更 なるコンテンツの充実 を図る。その情報を教育 現場での活用を目的と して、具体的に幅広い教 員層へ届けることが課 題となる。そのため、中 期計画の指標の一つで ある、研究所の認知度調 査を実施し、より効果的 な情報発信を検討する 必要がある。調査の結果 を踏まえて、研究所セミ ナー等研究所が行うイ ベントや国・都道府県の 研修や情報提供の機会 を有効に活用していく 方策を検討する。	解りやすくまとめられたものに沿 って、ナショナルセンターとして 関連情報の収集・蓄積・検索・活 用推進等、量的・質的・仕組み的 にも充実したものとなっている。 ・国立の特別支援教育の研究所と して、諸機関との連携を十分図っ ており、その成果も発信されてい て、評価できる。 また、その成果発信も、様々な媒 体を工夫しており、現代的な諸課 題に対応しようとしていることも 評価できる。
--	--	---	---	--	--	--

	研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介するメールマガジンを毎月1回配信する。 ホ 研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）に関するアンケート調査を定期的に行い、これに基づき、毎年度ホームページを改善する。また、平成29年度以降、ホームページの利用状況等を勘案して、更なる改善のための指標を検討する。	報等を紹介するメールマガジンを毎月1回配信する。 ホ 研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）に関するアンケート調査を行い、これに基づき、ホームページを改善する。 へ 国の政策当局や国立の研究機関に対し、幅広く研究所の活動や研究成果等について理解を深めてもらうため、セミナーや意見交換会を開催する。		ールマガジンを毎月1回配信した（登録者数：平成29年度9,225人、平成28年度8,786人）。 へ [国や国立機関への情報発信] 文部科学省特別支援教育課とは、研究計画立案から実施、研究成果の公表過程等で情報交換を行っている。他の省庁関係では、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携、また、国立成育医療研究センターへの情報提供を行った。 文部科学省の「情報ひろば」において、平成30年1月から4月にかけて、過去5年間の研究成果に関するパネル、各種研究成果物の展示を行った。		
（2）特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に、発達障害教育に関するインターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図ること。 また、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、特別支	（2）特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 ① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。 イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るため、研究所セミナーを毎年度開催し、参加者の満足度評価について85%以上を確保する。	（2）特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 ① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。 イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るため、研究所セミナーを開催し、参加者の満足度評価について85%以上を確保する。	＜主な定量的指標＞ ・研究所セミナーの参加者満足度85%以上 ・地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会を4回開催したか。 ＜その他の指標＞ ・幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上で、障害の基礎知識やQ＆A等を掲載する	＜主要な業務実績＞ ① 幅広い理解啓発活動の充実 イ [研究所セミナー] について 平成30年2月16日（金）、17日（土）、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「インクルーシブ教育システムの推進ー多様な学びの場における特別支援教育の役割ー」をテーマに開催した。新学習指導要領関連の基調講演とシンポジウム、当研究所の基幹研究・地域実践研究の研究成果発表、発達障害の理解・啓発セミナーやICT機器の展示会等を実施した。延べ811名の参加があり、参加者アンケート（回収率37%）において「参加した意義があった」「やや意義があった」合計で98.6%との回答を得た。なお、小・中学校、高等学校の教員の参加者は、全体の27.3%であった。	＜根拠＞ 研究所セミナーでは、テーマを工夫したことにより、参加者は小・中学校、高等学校の教員も多くあった。満足度は目標を上回る98.6%であり目標を達成した（達成度116%）。研究所公開は、前年度を上回る参加者数を確保した。これらのことより年度計画を達成した。 発達障害教育推進センターホームページに	

援教育教材ポータルサイトの充実や研修会、展示会の開催により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての学校において、支援機器等教材を広く普及させるための取組を実施すること。 【指標】 ・特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内容の認知度を中期目標期間終了までに、50%以上とする。 ・支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナーや特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会・教育センター等の協力を得て、地域の展示会・研修会を毎年度4回開催する。 【優先度：高】【難易度：高】 研究所の認知度を高めることにより、より多くの者に必要な情報の提供や特別支援教育の理解促進が進むことが期待され、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重する共生社会の形成に資する観点から、優先度は高い。 また、対象が、特別支援学校及び特別支援学級等以外であるため、これまで	ロ 保護者をはじめ幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識やQ&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。 ハ 研究所公開を毎年度開催し、施設等の公開・展示を通じて、特別支援教育の理解啓発を図る。 ② 発達障害教育について、インターネットを通じて幅広い国民に情報提供の充実を図るとともに、研究所が実施する研究や研修、関係機関と連携した取組を総合的に講じることにより、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者の一層の理解を促進する。 イ 幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員、保護者、広く国民一般に対して発達障害教育に必要な知識、発達障害に関する研修等で使用できる情報コンテンツ、理解啓発を促すようなコンテンツを充実し、ホームページから、情報提供を行う。	ロ 保護者をはじめ幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識やQ&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。 ハ 研究所公開を開催し、施設等の公開・展示を通じて、特別支援教育の理解啓発を図る。 ② 発達障害者支援法の改正等を踏まえ、発達障害に関する理解啓発や支援の充実を図るため、発達障害教育情報センターを、発達障害教育推進センターに改組し、同センターにおいて、インターネットを通じて幅広い国民への発達障害教育に関する情報提供の充実を図るとともに、研究所が実施する研究や研修、関係機関と連携した取組を総合的に講じることにより、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者の一層の理解を促進する。 イ 幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員、保護者、広く国民一般に対して発達障害教育に必要な知識、発達障害に関する研修等で使用できる情報コンテンツ、理解啓発を促すようなコンテンツを充実し、ホームページや動画配信を通じて情報提供を行う。	など、情報発信の充実を図ったか。 ・研究所公開の開催を通じて特別支援教育の理解啓発を図ったか。	ロ [ホームページ] について (1) ② ロ及びホ [ホームページによる情報発信] と同じ。 ハ [研究所公開] について 平成 29 年度の研究所公開を、筑波大学附属久里浜特別支援学校の学校公開と同日開催で、平成 29 年 11 月 11 日 (土) に実施した。テーマを「つかめ情報！がつつり体験！つながる特総研！～障害について考えよう～」として、体験型展示、障害の疑似体験や研究成果等、実生活や教育現場において有効な情報を紹介した。学校教員や小学生、会社員等、919 名の参加（平成 28 年度の参加者数 438 名）があった。 ② 発達障害教育に関する情報提供・理解啓発 平成 29 年度から発達障害教育情報センターを発達障害教育推進センターとして機能を拡充した。インターネットによる情報提供の充実に加え、教員等の実践的な指導力の向上を図るセミナーや、関係機関と連携した各地域における理解啓発の推進に重点を置いた取組を今年度から新たに始めた。 イ 発達障害教育推進センターホームページについて、スマートフォンでも円滑に閲覧しやすいようにトップページのリニューアルを行った。「研修講義」では情報提供が少なかった高等学校に関する講義を2本追加するとともに、YouTube 化を進め、23 本中 13 本が YouTube で閲覧できるようになった。「イベント情報」では各都道府県・指定都市教育委員会及び教育センター等との連携により、ユーザーが身近な地域で研修等の機会が得られるよう情報収集	ついて、トップページのリニューアル、YouTube 化の推進、研修やイベントの研修情報の年間約 120 件の掲載など、コンテンツの充実を図った。 「発達障害教育実践セミナー」では、参加者の高い満足度が得られ、実践的な指導力の向上に寄与した。 「発達障害地域理解啓発事業」は全国 4 カ所で 2,000 名以上の参加を得ることができ、地域のニーズに応じた理解促進が図れた。 国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター及び発達障害者支援センター全国連絡協議会と連携し、福祉・医療・就労・教育の関連情報の共有化と相互利用を推進した。 教材・支援機器等に関する情報を計画的かつ着実に幅広く収集し、研究所内の展示室の充実、支援機器等教材に関する研修会・展示会を計画通り 4 か所で開催したことから、年度計画を達成した。 <課題と対応> 課題として、教育現場	
--	--	---	---	--	--	--

以上の積極的かつ効果的な広報が必要となり、難易度は高い。 ロ 発達障害教育に関する研究成果の普及や発達障害教育に係る指導者養成を通じて、発達障害に係る理解促進を図る。また、厚生労働省の発達障害情報・支援センター及び都道府県等の特別支援教育センターと連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進し、より幅広く情報提供を行う。 ③ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、以下の取組を実施する。 イ 研究所のiライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター教材・教具展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。	ロ 発達障害教育に関する研究成果の普及や発達障害教育に係る指導力の向上を図るため、「発達障害教育実践セミナー」を実施し、発達障害に係る指導・支援の充実と理解促進を図る。また、厚生労働省の発達障害情報・支援センター及び都道府県等の特別支援教育センターと連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進し、より幅広く情報提供を行う。 ③ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、以下の取組を実施する。 イ 研究所のiライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。	を行い、年間約120件を掲載した。 ロ 今年度から新たに発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図る「発達障害教育実践セミナー」を7月28日に開催し、小・中学校の教員をはじめ208名が参加した。実施後のアンケートでは、満足度が98.8%であった。 都道府県等の特別支援教育センターや福祉機関等と連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進し、より幅広く情報提供を行うため、「発達障害地域理解啓発事業」を全国4カ所（千葉県習志野市、神奈川県川崎市、徳島県、宮崎県）で実施した。教員及び教育委員会関係者、福祉関係者、保護者、一般市民など総計で2000名以上の参加を得た。 国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターとの連携会議を定期的で開催（平成29年度は3回）するとともにTV会議による困難事例の検討会議を開始した。発達障害者支援センター全国連絡協議会懇談会（平成29年4月と30年3月）に参加し、地域における支援体制の構築のために必要なことについて、福祉・医療・就労の関係者との情報交換を通して連携を深めた。 ③ 支援機器等教材の普及 イ [展示室及びポータルサイト] 収集した情報を基に、iライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室を整備し、研究所訪問者への公開を行った。平成29年度のiライブラリー見学者総数は、59団体、778名（平成28年度、625名）、発達障害教育推進センター展示室は1,047名（平成28年度、900名）であった。 ICT機器等の教育現場での活用をめざして、教室をモデルとした第2 iライブラリーの整備と、機器の貸出等を平成30年度より実施できるように準備を行った。支援機器等に関する情報は、特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、インターネットを通じて情報提供を行った。平成29年末時点で、760件（平成28年度、745件）の教材・支援機器と170件（平成28年度、122件）の実践事例を掲載している。	において研究所の情報が十分に普及していないことがある。研究所セミナー、発達障害教育推進センターの理解啓発事業、ICT等支援機器・教材等の地域展示会等研究所が主催するイベント及び所外の講師派遣等のあらゆる機会に研究所のホームページの活用を促す必要がある。 また、iライブラリーの拡充等により、教育現場での支援機器等活用のための情報普及を進めていく。 今後、保護者をはじめ幅広い国民が利用できるように、ホームページ上のQ&Aについては、量的な充実を図り、効果的な情報発信を検討する。 国立障害者リハビリテーションセンターとさらなる連携を図り、的確で正しい情報の収集と提供の方法について検討を進めていく。	
---	--	---	---	--

		ロ 支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナーや全国特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会や教育センター等の協力を得て、地域における研修会・展示会を毎年度4回開催する。 ④ これらの取組を通して、特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内容についての認知度を中期目標期間終了までに、50%以上とする。	ロ 支援機器等教材に関する研修会・展示会を研究所セミナー及び全国特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会や教育センター等の協力を得て、地域における研修会・展示会を平成29年度中に4回開催する。また、教育センターの協力を得て開催する展示会においては、発達障害教育に関する教材・教具等の展示や疑似体験の機会を設けることにより、地域における理解啓発を促進する。		ロ [支援機器等教材に関する研修会・展示会] 教育支援機器等及び発達障害教育教材の展示会については、研究所セミナーの会場、全国特別支援教育センター協議会、研究所公開で開催するとともに、教育委員会、教育センター等の協力を得て、各地域での研修会やセミナーを活用した形で、下記の4カ所で開催した。このときに、支援機器等や教材を実際に触れるような展示とするとともに、疑似体験を行う機会も設定した。 ・大分県教育センター (6/28) ・静岡県総合教育センター (7/5) ・岩手県立総合教育センター (10/6) ・青森県総合学校教育センター (11/24-25)		
	（３）関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。日本人学校に対して、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。 【指標】 ・各都道府県・市町村等への講師派遣を前中期目標期間に比して25%以上増加させる（平成23年度～平成26年度累計：1,340	（３）関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 ① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。また、世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育の関係機関や保護者団体等と連携した事業を実施する。	（３）関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 ① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。また、世界自閉症啓発デー2017 シンポジウム本部大会へ参画するとともに、筑波大学附属久里浜特別支援学校と連携し、世界自閉症啓発デー2017in 横須賀を開催する。加えて、全国特別支援学校校長会と連携した事業として、「寄宿舍指導員実践研究協議会」及び「体育・スポーツ指導者実践協議会」を開催する。	＜主な定量的指標＞ ・講師派遣の派遣人数 ＜その他の指標＞ ・筑波大学附属久里浜特別支援学校と連携し、世界自閉症啓発デー2017in 横須賀を開催したか。 ・日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年3回）に実施したか。	＜主要な業務実績＞ ① 特別支援教育に関する理解啓発を効果的・効率的に進めるために、ナショナルセンターとして、教育委員会や学校、関係機関等の相互のネットワークの要として、関係団体との連携を進めている。関係団体が主催する各種会議に出席し、研究所からの研究成果等の特別支援教育に関する情報提供を行うとともに、要請に応じた支援を行うことで、連携強化を図った。研究所要覧や各種案内等を5,895部配布し、研究所の認知度向上に努めた。 平成29年4月8日に開催された「世界自閉症啓発デー2017 シンポジウム」に共催団体として参画した。全国から約400名の参加があった。当研究所からは実行委員5名を含め11名がスタッフを担当した。また、筑波大学附属久里浜特別支援学校と連携し、「世界自閉症啓発デー2017 in 横須賀」を横須賀市障害者週間キャンペーンの関連行事として平成30年1月24日に開催した。当日は160名の参加者があり、イベントの様子や参加者の感想等については、ホームページ等で広く発信した。 加えて、生涯学習や障害者スポーツの普及を目的	＜根拠＞ 全国特別支援学校長会をはじめ、各関係団体等との関係強化を図った。また、筑波大学附属久里浜特別支援学校と連携し、世界自閉症啓発デー2017in 横須賀を開催した。 都道府県・市町村等への講師派遣も計画的に進め、目標を達成した。 日本人学校、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員等への特別支援教育に関する情報提供、海外へ赴任する保護者等に対する相談を、文部科学省や外務省と連携して行った。 これらのことから、年	

人）。 ・毎年度、海外赴任教員（管理職等）研修会において、特別支援教育に関する情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年３回）に実施する。	② 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別支援教育担当者への講師の派遣や、大学教育への参画を通して、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。都道府県・市町村等への講師派遣については、前中期目標期間に比して、25%以上増加させる。 ③ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年３回）に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会において、情報提供を行う。	② 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別支援教育担当者への研修会等への講師の派遣や、大学教育への参画を通して、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。都道府県・市町村等への講師派遣については、延べ430人以上を目標とする。 ③ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年３回）に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会において、情報提供を行う。	に、平成29年度新規に開催した特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会を全特長と連携を図りながら企画・運営し、「有意義であった」「どちらかといえば有意義であった」の合計が、99.9%と高評価を得た。 ② 独立行政法人、都道府県、指定都市、市町村、大学、学会・研究会等、293機関に対し、延べ431人の派遣を行い、研究成果の普及及び収集した情報の提供を図った。 ③ 特別支援教育に関する最新のトピックスや関連施策、研究所における新規事業等に関する情報を「特総研だより」として年３回、日本人学校89校、及び補習授業校217校へ発信した。リーフレット「障害のあるお子さんを連れて海外で生活するご家族へ」の作成、また、日本人学校及び海外へ赴任する保護者等への相談支援については、海外子女教育振興財団や海外駐在員を派遣している企業の教育相談担当者との連携を図りながら効率よく実施した（総件数65件、延べ141回、平成28年度は、総件数59件、延べ286回）。 文部科学省と連携し、平成30年度在外教育施設派遣教員内定者等研修で「特別支援教育総合研究所における在外教育施設に向けた支援」、また、文部科学省、外務省に協力して、南西アジア・中東・アフリカ地区日本人学校校長研究協議会（於：南アフリカ）で「我が国の特別支援教育の動向」（新学習指導要領関連を含む）に関する情報提供を行い、日本人学校における特別支援教育に関する相談にも応じた。	度計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 情報普及については、講師派遣等を通じた情報普及も有効な手段であり、単に派遣するだけではなく、研究所として提供する情報の精選等により効果的に進めていく必要がある。課題として、様々な校長会等の学校関係者との連携強化をさらに推進していくが、研究所の情報提供等をさらに拡充する必要がある。 また、日本人学校への対応については、都道府県等での対応が困難なことから、ナショナルセンターとして、引き続き教育相談や情報提供を行っていく。	
---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－4	インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第3号、4号、5号	業務に関連する政策・施策	政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標2－10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 124、125
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」、難易度「高」：（1）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進 障害者差別解消法の施行を踏まえ、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進するものであり、重要度は高い。また、地域と協働する新たな取組で、地域の実情に応じた様々な課題が想定され、難易度は高い。 優先度「高」：（3）インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報提供を充実していくもので、優先度は高い。				

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
地域実践研究の実施件数	計画値	中期目標期間終了までに 50 件	－	4 件	13 件				予算額（千円）	216, 427	111, 413			
	実績値	－	－	4 件	13 件				決算額（千円）	136, 348	118, 948			
	達成度	－	－	100%	100%				従事人員数（人）	11	9			
地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度	計画値	90%以上	－	90%	90%									
	実績値	－	－	100%	100%									
	達成度	－	－	111. 1%	111. 1%									
インクルーシブ教育システム構築支援データベースの登録件数	計画値	中期目標期間終了までに 500 件	－	300 件	360 件									
	実績値	－	－	302 件	362 件									
	達成度	－	－	100. 7%	100. 6%									

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進	（１）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進	（１）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進	＜主な定量的指標＞ ・地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 90%以上	＜実績報告書等参照箇所＞ P 90～98	評価：B	評価	B
					＜主要な業務実績＞	＜根拠＞	＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。	
	権利条約の批准を踏まえ、我が国においてインクルーシブ教育システムの構築が急務となっていることから、各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、都道府県等教育委員会から派遣される地域実践研究員の参画を得て、地域と協力して推進する。	① 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、都道府県等教育委員会から派遣される地域実践研究員の参画を得て、地域と協力して推進する。	① 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、各研究に参画した都道府県等教育委員会から派遣される地域実践研究員と共に、地域と協力して推進する。	＜その他の指標＞ ・地域実践研究の研究成果について広く普及を図ったか ・インクルーシブ教育システム推進センターのホームページの開設やパンフレットの作成 ・配布等行ったか	① 地域が直面する課題の解決に資する地域実践研究の推進 平成 29 年度より、地域実践研究員を 1 年間派遣する長期派遣型に加えて、短期派遣型を導入した。平成 29 年度は、長期派遣型に 7 県、短期派遣型に 2 県 3 市計 12 県市からの参画を得て、インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制整備に関する研究 2 課題（地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究、インクルーシブ教育システム構築に向けた研究に関する研究）、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育に関する実際的研究 2 課題（交流及び共同学習の推進に関する研究、教材教具の活用と評価に関する研究）に取り組んだ。	平成 29 年度は 12 県市の参画を得て、13 件の課題を計画どおり実施し、成果をあげた。 地域実践研究に参画した 12 県市教育委員会を対象とした、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度にかかる質問紙調査では、全ての教育委員会より、高い評価を得、目標値を達成した。	＜評価すべき実績＞ 地域実践研究の実施件数（計画値 13 件に対して実績値 13 件）、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（計画値 90%以上に対して実績値 100%）、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの登録件数（計画値 360 件に対して実績値 362 件）で目標を達成した。	＜今後の課題・指摘事項＞ ・地域実践研究に関して、地域事例を積み上げて行く事も今後に貢献することが望まれる。
	【指標】 ・地域実践研究の実施件数を中期目標期間終了までに、50 件以上とする。 ・地域実践研究において、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 90%以上を達成する。 【重要度：高】【難易度：高】 権利条約の批准や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）	地域実践研究は、中期目標期間終了までに、50 件以上実施し、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（研究計画で示された地域の課題の改善実績）90%以上を目標とする。	地域実践研究は、平成 29 年度より、長期派遣型（1 年間）に加え、派遣の形態を柔軟にした短期派遣型（研究所への派遣は年 6 日間）を導入し、併せて 13 件実施する。地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（研究計画で示された地域の課題の改善実績）90%以上を目標とする。	＜評価の視点＞ 特になし	研究の推進に当たっては、所内研究職員と各県市教育委員会から派遣された地域実践研究員が研究チームをつくり、外部有識者による地域実践研究アドバイザーから、適宜、指導・助言を受けた。 上記 4 課題の取組によって、㊦地域においてインクルーシブ教育システム構築を進めていく上での課題解決の視点・方策の整理、㊦目指す学校の姿から作成した研修プログラム、㊦交流及び共同学習 Q & A 21（試案）、㊦タブレット端末の活用ガイド等の具体的な成果が得られた。 平成 29 年度の地域実践研究員の派遣元教育委員会を対象として、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度に関わる質問紙調査を実施し、全ての教育委員会（12 県市中	地域実践研究で得られた成果については、参画した地域における地域実践研究フォーラムや研修会の開催、研究所セミナーにおける報告等を通し、広く普及を図ったことによって目標を達成した。 ホームページへの掲載、インクルーシブ教育システム普及セミナーの開催、年報やパンフレットの配布、各教育委員会訪問等を通して、インクルーシブ教育システムの構築に関する情報提供、理解啓発を図った。併せて、インクルーシブ教育システム推進センターの活動の広報に努めた。	・学校で提供されている合理的配慮は、このデータベースを参考としていると思われるものが多く、モデルを示していると言える。しかし、全ての学校に周知されているとはいえない状況があり、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対する情報発信の仕方をさらに検討することが望まれる。	＜有識者からの意見＞ ・国立の特別支援教育を推進する機関として、地域との連携は、重要である。特に、インクルーシブ教育については、これからの日本の学校教育における重要な課題であり、地域との連携を図りつつ、どの地域にお

	の施行を踏まえ、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進するものであり、重要度は高い。また、地域と協働する新たな取組で、地域の実情に応じた様々な課題が想定され、難易度は高い。	② 地域実践研究の研究成果については、国や各都道府県、市町村、学校等に提供するとともに、地域における報告会や協議会の開催、講師派遣等を通じて、広く一般にも普及を図る。	② 地域実践研究の研究成果については、国や各都道府県、市町村、学校等に、提供するとともに、地域における報告会や協議会の開催、講師派遣等を通じて、広く一般にも普及を図る。	12 区市）より「地域実践研究に参画して、期待通り計画通りの成果が得られた」及び「地域実践研究への参画は、県・市のインクルーシブ教育システムの構築に役立った」との回答を得た。（地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 100%、達成度 111.1%）。 ② 地域実践研究の成果の普及 地域実践研究に参画した 8 区市において、地域実践研究フォーラム及び研修会等を実施し、得られた成果を提供した。各フォーラム及び研修の参加者は、60～300 名であり、計 1,200 名程の参加があった。 これらの各地における地域実践研究フォーラムにおいては、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員など、さまざまな校種の教職員、区市町村教育委員会の職員、関係機関からの参加が多くあった。 また、研究所セミナーにおいて、平成 29 年度終了の 4 課題の地域実践研究の中から、インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究と交流及び共同学習の推進に関する研究の 2 テーマを取りあげ、取組と成果、今後の展望について報告した。	＜課題と対応＞ 平成 29 年度の終了課題である 4 つの地域実践研究の成果普及については、参画した自治体を中心とした地域にとどまっているため、同様の課題を有する全国の自治体での活用を図ることが課題である。 そのため、2 年間の研究成果をまとめた「地域実践研究事業報告書」を国や各都道府県・市町村教育委員会、学校等に広く提供する予定である。 また、平成 29 年度から導入した短期派遣型により参画する自治体が増加したが、都道府県及び指定都市教育委員会に限られている。各市町村教育委員会における課題解決に直結できるよう、短期派遣型については、派遣対象地域を市町村教育委員会まで拡大、より多くの自治体からの参画を得、インクルーシブ教育システムの地域への定着を図っていく。	いても充実したインクルーシブ教育が行われるよう、その推進に向けての活動は、今後一層、研究所として求められる。 ・海外の障害者教育に関する情報や、国際的動向などを注視していくことも、日本の発展のためには重要であり、その研究や情報発信は特総研の役割として必要である。
	③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発や研究所のインクルーシブ教育システム推進センターの活動等を広報するため、センターのホームページの開設やパンフレットの作成・配布等を行う。	③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発や研究所のインクルーシブ教育システム推進センターの活動等を広報するため、センターのホームページの充実やパンフレットの作成・配布等行う。		③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発 インクルーシブ教育システムの構築に関する情報やインクルーシブ教育システム推進センターの取組について、ホームページにて周知を図った。また、都道府県・指定都市・市区町村教育委員会や教育センター等へ年報やパンフレット（4,000 部）を配布した。このほか、研究所メールマガジンでの活動紹介、都道府県・市町村教育委員会を訪問（25 区市）して取組の説明を行う等、インクルーシブ教育システム推進センターの活動等の広報を行った。 また、インクルーシブ教育システム普及セミナーを九州・沖縄地区及び中国・四国地区を対象に実施した。各地区のセミナーでは、第 1 部		

					はインクルーシブ教育システム推進センターの活動報告、第2部は各地区におけるインクルーシブ教育システム構築の取組等について、小学校、大学、教育委員会等から報告を行い、インクルーシブ教育システムの普及を図った。		
	（２）権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。 また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。 【指標】 ・毎年度、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、普及を図るとともに、海外の研究機関とのシンポジウム等を定期的に開催する。	（２）権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、公表する。	（２）権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、公表する。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、公表したか ・海外の特別支援教育の研究機関との研究交流の促進を行うとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を開催し、広く教育関係者等へ情報の普及を図ったか ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向の把握と公表 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向について、以下のように情報収集を行った。 ・国別調査班による調査の実施 - 国別調査班7班を編成し、9ヶ国（アメリカ、イギリス、イタリア、フランス、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、フィンランド、スウェーデン）の国別調査の実施 ・客員研究員の委嘱 6名の客員研究員によるアメリカ、イタリア、オーストラリア、韓国、北欧、イギリスの基礎情報の収集 ・海外調査研究協力員の依頼 - 海外調査研究協力員によるイタリア、フィンランドの現地調査 把握した海外情報については、特総研ジャーナルに「諸外国における障害のある子どもの教育」のタイトルで掲載し、ホームページにて公開した。平成29年度の学習指導要領の改訂を踏まえて、「通常教育及び障害のある子どもの教育課程」に焦点を当て、各国の教育課程の基準について報告した。これらの報告から、諸外国における個別の教育計画の活用の実際や具体を調査することにより、障害のある子どもへの個に応じた指導を充実していく上での示唆を得ることができると考えられ、今後の調査内容の焦点とした。 また、各期の特別支援教育専門研修において、「諸外国における障害のある子供の教育」とし	＜根拠＞ 諸外国のインクルーシブ教育システムにかかる情報について、効率的に情報収集を行った。 把握した海外情報については、特総研ジャーナルに掲載・ホームページでの公開、各期の特別支援教育専門研修における講義、インクルーシブ教育システム普及セミナーにおける情報提供等により、受講者や参加者に、学びの機会を提供した。 韓国国立特殊教育院との交流やイギリス・リーズ大学への研究職員の派遣を行い、研究交流の促進、海外情報の積極的な収集と発信に努めた。 また、NISE 特別支援教育国際シンポジウム等を通して、海外の特別支援教育に関する情報を参加者に広く提供した。 ＜課題と対応＞ 諸外国のインクルーシブ教育システム構築に関する動向について、より広く普	

				て、最新の調査を踏まえた講義を行った。このほか、インクルーシブ教育システム普及セミナーにおいて、各国の障害者の権利に関する条約の署名・批准の状況、インクルーシブ教育システム構築のアプローチの分類、障害のある子どもの教育の場などについて紹介した。 ② 海外の研究機関との研究交流の促進、国際シンポジウムの開催、海外からの視察・見学の受入 - 海外派遣研究員制度によりイギリスのリーズ大学教育学部に2ヶ月間、研究職員1名を派遣した。また、韓国特殊教育院（KNISE）との研究交流の促進と情報交換を行うことを目的に、研究職員1名を派遣した。また、韓国国立特殊教育院から研究士2名が来所、韓国国立特殊教育院が刊行する季刊誌への投稿等の交流を進めた。 「インクルーシブ教育システムの推進：日英の取組の現状から今後を展望する」をテーマとし、第3回 NISE 特別支援教育国際シンポジウムを開催（平成30年1月）し、小・中・高等学校、特別支援学校の教職員、教育委員会、大学教職員、学生、保護者等、227名の参加者があった。参加者のアンケートでは、シンポジウムの内容について、満足が42.4%、おおむね満足が50.8%であり、参加者の93.2%が満足及びおおむね満足との回答であった。 - JICA 研修プログラムによる視察を始めとして29カ国164名の視察・見学者を受け入れ、教育行政のシステム、学校教育システム、障害のある子どもの教育の場などについて、情報を交換するとともに、研究交流の具体（研究紀要への投稿、研究員の交流）について検討した。	及することが課題である。 そのために、日本において参考となり、活用が検討できるような情報提供をホームページ、特総研ジャーナル、国際シンポジウムなどの従来の発信方法に加え、小冊子等を作成し、広く情報の発信に努める。 国際シンポジウムについては、海外調査及び研究機関との交流の推進を踏まえ、参加者のニーズに応えるテーマ・内容を検討する。	
（3）インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実	（3）インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実	（3）インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実	＜主な定量的指標＞ インクルーシブ教育システム構築支援データベースの実践事例登録件数360件以上	＜主要な業務実績＞	＜根拠＞	

	インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、教育相談情報提供システムと一体的に運用し利便性の向上に努めること。その際、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、「『合理的配慮』実践事例データベース」については合意形成のプロセスを含む事例とするほか、一見して取組内容が分かる概要を作成するなど、閲覧者の利便性向上のため一層の工夫を行うこと。 また、インクルーシブ教育システムの構築（障害者差別解消法への対応を含む。）に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。 【指標】 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用について、登録件数を中期目標期間終了までに 500 件以上とする（平成 26 年 4 月～ 平成 28 年 1 月末現在事例登録	① インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、中期目標期間終了までに 500 件以上とする。 また、閲覧者の利便性向上のため、教育相談情報提供システムと一体的に運用するとともに、取組内容や活用方法が分かる概要を作成するなど、分かりやすさや見やすさを考慮した工夫を行う。 ② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談に対応するとともに、必要に応じて、研修会等への講師派遣を行う。また、相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。	① インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、平成 29 年度末までに 360 件以上とする。 また、閲覧者の利便性向上のため、取組内容や活用方法が分かる概要を作成するなど、分かりやすさや見やすさを考慮した工夫を行う。 ② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談について、平成 29 年 2 月に設置した「相談コーナー」において相談を受け付けるとともに、相談コーナーの効果的活用について周知を図る。また、相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。	＜その他の指標＞ ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、閲覧者の利便性向上のため、教育相談情報提供システムと一体的に運用するとともに分かりやすさや見やすさを考慮した工夫を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	① インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実 インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルＤＢ）について、平成 29 年度は新たに 60 件の事例を掲載し、合計 362 件となった（達成度 100.6%）。合理的配慮の提供に至る合意形成のプロセスを含む事例の掲載は平成 29 年度末現在で 158 件である。 また、閲覧者の利便性向上を図るための検討を進め、平成 30 年 9 月から概要版を掲載する予定である。 これらインクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用に関するチラシを作成し、各校長会の大会や研究所公開、研究所セミナー、都道府県教育委員会主催の行事等で配布した。 ② インクルーシブ教育システムの構築に係る相談対応 平成 29 年 2 月に、インクルＤＢの中に「相談コーナー」を設け、都道府県・市区町村又は学校からの「インクルーシブ教育システム構築」に関する相談の受付を開始した。平成 29 年度においても、継続して相談対応を行った。相談コーナーについては、チラシや普及セミナー等において周知した。また、相談内容と回答の概略は国に提供した。	インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて計 362 件の事例を掲載し、所期の目標を達成した。 相談コーナーにおいて、都道府県・市区町村・学校等からの相談に対応するとともに、チラシやホームページ等で相談コーナーの周知を図った。 ＜課題と対応＞ インクルーシブ教育システムの閲覧者の利便性向上を図ること、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校の教職員に周知することが課題である。 そのため、合意形成のプロセスを含む取組内容が一見して分かる概要版の運用を進めるとともに、検索方法について工夫を行う。 また、インクルーシブ教育システム構築支援データベース活用についてのチラシを作成・配布し、普及を図る。	
--	--	---	---	---	--	--	--

件数：133 件） 。 【優先度：高】 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報提供を充実していくもので、優先度は高い。						
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 124、125

2. 主要な経年データ									
(単位：百万円)									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報)
退職手当及び特殊要因経費を除いた、対前年度比一般管理費 3 %以上の業務の効率化	決算額	—	220	217	189				
	削減率	対前年度比△ 3 %	—	△1. 4%	△13. 1%				
	達成度	—	—	46. 7%	436. 7%				
退職手当及び特殊要因経費を除いた、対前年度比業務経費 1 %以上の業務の効率化	決算額	—	802	807	743				
	削減率	対前年度比△ 1 %	—	0. 5%	△8. 0%				
	達成度	—	—	△50%	800. 0%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		
					業務実績			
1. 業務改善の取組	1. 業務改善の取組	1. 業務改善の取組	1. 業務改善の取組	＜主な定量的指標＞ ・退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費 3 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化 ＜その他の指標＞ ・調達等合理化計画の推進による業務運営の効率化 ＜評価の視点＞ 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞ P 99～102	評定：B	評定	B
					＜主要な業務実績＞ ○事業の重点化 ・発達障害者支援法の改正等、発達障害に関する理解啓発や支援の充実等の必要性を踏まえ、平成 29 年 4 月より発達障害教育推進センターを設置（再掲）し、予算の重点配分を行った。 ・総予算額の 2 % 程度の理事長裁量経費を設け、重点的に取り組むべき事項に関係する事業について、職員からの提案を募集して実施する事業を決定し、予算措置を行った（例：地域実践研究フォーラムの開催）。 ○管理部門の簡素化 ・平成 29 年 4 月より、管理部門である総務部について、3 課 2 室 12 係から 3 課 1 室 8 係体制として簡素化する	＜根拠＞ 平成 29 年度は新規事業への予算の重点配分や補正予算の編成等を行うとともに、契約の見直しによる固定的経費の削減を行った。また、職員に対する予算状況の説明等の取組により、業務運営コストの削減を図ることができた。 調達等合理化の取組により、競争性のある契	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜評価すべき実績＞ 事業の重点化、業務運営コストの削減のために複合機の調達を一括調達とするなど、業務効率化に向けた取組を実施した。 ＜今後の課題・指摘事項＞ 中期計画・年度計画に即した適切な執行が求められる。	
	運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの削減を図ること。 中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費 3 % 以上、業務経費 1 %	運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの削減を図ることとし、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。 退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度において、対前年度比で管理経費（人件費含）3 %	運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの削減を図ることとし、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に見直しを行う。 退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費 3 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化を図る。					

	以上の業務の効率化を図ること。	以上、業務経費（人件費含）１％以上の業務の効率化を図る。 また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施することにより、調達等の合理化を推進し、業務運営の効率化を図る。	また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施することにより、調達等の合理化を推進し、業務運営の効率化を図る。	とともに、係間の業務分担を見直し、効率化を図った。 ○予算管理 ・予算管理の徹底を図るため、四半期毎に予算執行状況を把握するとともに、第３四半期までの予算執行状況を踏まえ、予算の有効活用を図るため補正予算の編成を行った。また、職員に対して、29 年度は３回（９月、12 月、１月）の説明会を開催し、予算管理や経費削減等についての説明を行った。 ○業務運営コストの縮減 ・複合機の契約について、賃貸借、メンテナンス、トナー等を別々に契約していたものを一体として調達することにより、これらに要する費用を前年に比べて 4,093 千円削減した。このほか、会計システムによる個々の予算管理の実施、旅費等の支払通知の電子メール化、所内会議におけるタブレット端末の活用等により、ペーパーレス化を推進し、コピー用紙及び印刷代の削減に努め、業務運営コストの縮減に努めた。 ○管理経費 3 ％以上、業務経費 1 ％以上の業務の効率化 ・平成 28 年度の業務の実績に関する評価において「一般管理費及び業務経費ともに削減率を達成できなかったことから予算管理体制をより一層整備し、目標達成に資する。」との指摘を受けた。そのため、上記の事業の重点化、予算管理体制の整備や業務運営コストの削減などに取り組んだ。その結果、平成 29 年度は、退職手当及び特殊要因経費を除き、管理経費は対前年度比 13.1％の減、業務経費は対前年度比 8.0％の減となった。主な要因は、業務改善の取組によるもののほか、講義配信システムの改修について必要な機能を検討するため平成 30 年度に繰り越したこと、他法人と同様に決算報告書を基に算出したことによる。 ○調達等合理化の取組 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、本研究所の事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度に調達等合理化計画を策定し、改訂に当たっては、毎年、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会による点検を行い公表している。	約が平成 28 年度比で 7 件(41.2%)増、金額で 110 百万円(46.8%)減となった。 退職手当、特殊要因等控除後の管理経費は 189 万円となり前年度に比べ 13.1％減となった。同じく業務経費は平成 29 年度 743 万円となり前年度に比べ 8.0％の減となり、効率化を図った。 ＜課題と対応＞ 平成 29 年度は、重点的な予算配分や予算管理の徹底、契約の見直し等により業務運営コストの削減を図ることができた。引き続きこれらの取組を継続し、業務運営コストの削減に努めていく。	＜有識者からの意見＞ —
--	------------------------	---	--	--	--	----------------------------

					【契約の現状と要因の分析】 (H29 調達等合理化計画の表 1) (単位：百万円) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">平成 28 年度</th><th colspan="2">平成 29 年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争 入札等</td><td>(76.1 %) 16</td><td>(93.7 %) 233</td><td>(75.0 %) 24</td><td>(73.7 %) 125</td><td>(50.0 %) 8</td><td>(△46.3 %) △108</td></tr><tr><td>企画競 争・公 募</td><td>(4.8 %) 1</td><td>(1.0 %) 2</td><td>(0.0 %) 0</td><td>(0.0 %) 0</td><td>(△100 %) △1</td><td>(△100 %) 2</td></tr><tr><td>競争性 のある 契約 (小 計)</td><td>(81.0 %) 17</td><td>(94.7 %) 235</td><td>(75.0 %) 24</td><td>(73.7 %) 125</td><td>(41.2 %) 7</td><td>(△46.8 %) △110</td></tr><tr><td>競争性 のない 随意契 約</td><td>(19.0 %) 4</td><td>(5.3 %) 13</td><td>(25.0 %) 8</td><td>(26.3 %) 45</td><td>(100.0 %) 4</td><td>(246.2 %) 32</td></tr><tr><td>合 計</td><td>(100 %) 21</td><td>(100 %) 248</td><td>(100 %) 32</td><td>(100 %) 170</td><td>(52.3 %) 11</td><td>(△31.4 %) △78</td></tr></table> 平成 29 年度の契約状況は、表 1 のとおりであり、契約 件数は 32 件、契約金額は約 170 百万円である。うち、競 争性のある契約は 24 件（75.0％）、約 125 百万円（73.7 ％）、競争性のない契約は 8 件(19.0％)、約 45 百万円(26.3 ％) となっている。 平成 28 年度と比較して、競争入札等競争性のある件数 は 7 件の増（41.2％の増）、金額は 110 百万円の減である （46.8％の減）。 競争性のない契約は、ガス料・水道料・手話通訳業務各 1 件、システム保守 3 件および追加工事 2 件、の計 8 件で あり、これらについては他に供給することができる業者 が存在しないためである。 また、競争性のない随意契約については、内部統制 推進室での点検及び契約監視委員会の審査を受けてい る。 (H29 調達等合理化計画の表 2) (単位：百万円) <table><tr><th colspan="2"></th><th>平成 28 年 度</th><th>平成 29 年 度</th><th>比較増△減</th></tr><tr><td rowspan="2">2 者 以 上</td><td>件 数</td><td>7 (41.2%)</td><td>13 (54.2%)</td><td>6 (85.7%)</td></tr><tr><td>金 額</td><td>95 (40.3%)</td><td>84 (67.2%)</td><td>△11 (△11.6%)</td></tr><tr><td rowspan="2">1 者 以 下</td><td>件 数</td><td>10 (58.8%)</td><td>11 (45.8%)</td><td>1 (10.0%)</td></tr><tr><td>金 額</td><td>149 (59.7%)</td><td>41 (32.8%)</td><td>△99 (△70.7%)</td></tr><tr><td rowspan="2">合 計</td><td>件 数</td><td>17 (100%)</td><td>24 (100%)</td><td>7 (41.2%)</td></tr><tr><td>金 額</td><td>235 (100%)</td><td>125 (100%)</td><td>△110 (△46.8%)</td></tr></table>		平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争 入札等	(76.1 %) 16	(93.7 %) 233	(75.0 %) 24	(73.7 %) 125	(50.0 %) 8	(△46.3 %) △108	企画競 争・公 募	(4.8 %) 1	(1.0 %) 2	(0.0 %) 0	(0.0 %) 0	(△100 %) △1	(△100 %) 2	競争性 のある 契約 (小 計)	(81.0 %) 17	(94.7 %) 235	(75.0 %) 24	(73.7 %) 125	(41.2 %) 7	(△46.8 %) △110	競争性 のない 随意契 約	(19.0 %) 4	(5.3 %) 13	(25.0 %) 8	(26.3 %) 45	(100.0 %) 4	(246.2 %) 32	合 計	(100 %) 21	(100 %) 248	(100 %) 32	(100 %) 170	(52.3 %) 11	(△31.4 %) △78			平成 28 年 度	平成 29 年 度	比較増△減	2 者 以 上	件 数	7 (41.2%)	13 (54.2%)	6 (85.7%)	金 額	95 (40.3%)	84 (67.2%)	△11 (△11.6%)	1 者 以 下	件 数	10 (58.8%)	11 (45.8%)	1 (10.0%)	金 額	149 (59.7%)	41 (32.8%)	△99 (△70.7%)	合 計	件 数	17 (100%)	24 (100%)	7 (41.2%)	金 額	235 (100%)	125 (100%)	△110 (△46.8%)	
	平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減																																																																																	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																																
競争 入札等	(76.1 %) 16	(93.7 %) 233	(75.0 %) 24	(73.7 %) 125	(50.0 %) 8	(△46.3 %) △108																																																																																
企画競 争・公 募	(4.8 %) 1	(1.0 %) 2	(0.0 %) 0	(0.0 %) 0	(△100 %) △1	(△100 %) 2																																																																																
競争性 のある 契約 (小 計)	(81.0 %) 17	(94.7 %) 235	(75.0 %) 24	(73.7 %) 125	(41.2 %) 7	(△46.8 %) △110																																																																																
競争性 のない 随意契 約	(19.0 %) 4	(5.3 %) 13	(25.0 %) 8	(26.3 %) 45	(100.0 %) 4	(246.2 %) 32																																																																																
合 計	(100 %) 21	(100 %) 248	(100 %) 32	(100 %) 170	(52.3 %) 11	(△31.4 %) △78																																																																																
		平成 28 年 度	平成 29 年 度	比較増△減																																																																																		
2 者 以 上	件 数	7 (41.2%)	13 (54.2%)	6 (85.7%)																																																																																		
	金 額	95 (40.3%)	84 (67.2%)	△11 (△11.6%)																																																																																		
1 者 以 下	件 数	10 (58.8%)	11 (45.8%)	1 (10.0%)																																																																																		
	金 額	149 (59.7%)	41 (32.8%)	△99 (△70.7%)																																																																																		
合 計	件 数	17 (100%)	24 (100%)	7 (41.2%)																																																																																		
	金 額	235 (100%)	125 (100%)	△110 (△46.8%)																																																																																		

					平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおりであり、契約件数は 11 件（45.8%）、契約金額は約 41 百万円（32.8%）である。		
	2. 予算執行の効率化 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。	2. 予算執行の効率化 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、中期目標の業務に応じた「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の業務ごとに予算と支出実績を管理する体制を構築・運用する。	2. 予算執行の効率化 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、中期目標の業務に応じた「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の各業務ごとに予算と支出実績を管理する体制を構築・運用する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> ・中期目標の各業務ごとに応じた、予算と支出実績の管理体制の構築及び運用状況 <評価の視点> 特になし	<主要な業務実績> 中期目標の業務に応じた「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の業務ごとに予算及び支出実績を管理し、四半期ごとに予算執行状況を把握した。 また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所予算規程を定め、予算責任者を指名して予算と支出実績を管理する体制の強化を図った。	<根拠> 四半期ごとに予算執行状況を作成し、役員等に報告することにより、予算及び支出実績の管理の向上を図った。また、新たに予算規定を定め、予算と支出実績を管理する体制の強化を図った。 <課題と対応> 予算管理体制に基づき、予算及び支出実績の管理を確実に行之適正な運用に努める。	
	3. 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、国立青少年教育振興機構の 4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に 15 業務以上の実施とともに、その取組を一層推進する。	3. 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、国立青少年教育振興機構の 4 法人で組織した「間接業務等の共同実施に関する協議会」の報告（平成 26 年 7 月）に基づき、共同実施することとした 15 種の業務（「物品」、「間接事務」及び「職員研修」）を着実に実施する。さらに、費用対効果等の検証を行いつつ、これ以上の共同実施の取組を一層推進するよう検討を進める。	3. 間接業務等の共同実施 共同実施を決定した業務について、順次実施したうえで費用対効果及び効率化等の検証を行う。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> ・共同実施をした業務の実施状況、費用対効果及び効率化等の検証状況 <評価の視点> 特になし	<主要な業務実績> 当研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び教職員支援機構の 4 法人で「物品の共同調達」、「間接事務の共同実施」、「職員研修の共同実施」について共同で行い、費用対効果及び効率化等の検証を行った。 ○物品の共同調達 平成 29 年度は、新たに以下の品目について共同調達を実施し、経費の削減に加え、契約担当法人以外の法人での契約行為がなくなり、業務の効率化が図られた。 - 電気供給の調達に係る入札手続き (平成 28 年度比 約 33 万円削減) - 電子書籍（各法人年間約 1 万円削減） - 古紙溶解（平成 28 年度比 40 万円削減） ○間接事務の共同実施 平成 29 年度は、以下の業務について共同で実施することにより、業務の効率化、適正化を図った。 - 予定価格作成に係る積算	<根拠> 共同実施を決定した業務について、順次実施するとともに、費用対効果の検証等を行いつつ、新規業務の検討も行い、間接業務等の共同実施を一層推進することができた。 <課題と対応> 今後も 4 法人の協議会の場で進捗状況等の確認を行い、間接業務等の共同実施をより一層推進していくことで、業務の効率化、経費の削減を図る。	

					・会計事務等の内部監査 など ○職員研修の共同実施 平成 29 年度は、以下の研修について共同で実施することにより、研修機会の増加や、主担当法人以外の法人の業務の効率化、経費削減が図られた。また、研修を通じて 4 法人間の職員の交流を図ることができた。 ・新人研修（文書作成研修、ビジネスマナー研修） 参加者 26 名 ・人事制度（労働法、ハラスメント防止、安全衛生管理）研修 参加者 20 名 など		
	4. 給与水準の適正化 研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。	4. 給与水準の適正化 給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直す。	4. 給与水準の適正化 給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直す。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> ・給与水準の適正化の取組状況 <評価の視点> 特になし	<主要な業務実績> 役職員の給与水準については、主務大臣より、「給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。」との検証結果を得ており、総務大臣が定める様式により当研究所ホームページにおいて公表した。また、平成 29 年度の総人件費(最広義人件費)は 728,804 千円であり、前年度比 10.2%の減であった。	<根拠> 給与水準については、国家公務員の水準未満となっていることから、主務大臣より適正であるとの検証結果を得た。 <課題と対応> 国家公務員の水準に準拠し、適正な給与水準の維持に努めていく。	

4. その他参考情報
特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	優先度「高」、難易度「高」 これまでの実績から、利用率向上のための取組を早急に進めていくことが必要であり、優先度は高い。 また、研究所の立地条件から、早急な改善は困難と思われ、難易度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 124、125

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報)
体育館の稼働率	目標値	中期目標期間終了までに 50%以上		30%	30%				
	実績値	—	—	22%	44.1%				
	達成度	—	—	73.3%	147%				
グラウンドの稼働率	目標値	中期目標期間終了までに 50%以上		15%	15%				
	実績値	—	—	35%	36.4%				
	達成度	—	—	233%	243%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
					業務実績			自己評価			
1. 自己収入の確保	1. 自己収入の確保	1. 自己収入の確保	1. 自己収入の確保	＜主な定量的指標＞ 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞ P 103～108			評価：B		評価	B
					＜主要な業務実績＞ ○外部資金の獲得 平成 28 年度の業務の実績に関する評価において「資金の獲得に向けた組織的な取り組みが必要。」との指摘を受けたことから、競争的資金の獲得に向けて、研究職員に対して予算状況の説明を行ったほか、会議で競争的資金の積極的な獲得を促す等、外部資金の獲得に向け組織的に取り組んだ。平成 28 年度比では、新規＋継続で 1 件増加し 17 件となり、交付額も 7,540 千円増の 28,990 千円となった。 (科研費応募及び採択状況)	＜根拠＞ 科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得に向け組織的に取り組み、前年度を上回る資金を確保することができた。 ＜課題と対応＞ 科学研究費補助金だけでなく、民間の外部資金の獲得にも積極的に取り組み、引き続き競争的資金の獲得及び自己収入の確保に努める。	＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜評価すべき実績＞ 体育館の稼働率（計画値 30%に対して実績値 44%）、グラウンドの稼働率（計画値 15%に対して 36%）であり目標を達成した。 ＜今後の課題・指摘事項＞ － ＜有識者からの意見＞ ・体育館、グラウンド等のスポーツ				
									＜その他の指標＞ ・外部資金の導入状況、自己収入の確保		
									＜評価の視点＞ 特になし		
									積極的に競争的資金等の外部資金導入を図るとともに、受益者負担の適正化による自己収入の確保に努めること。 宿泊研修施設については、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。	積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接経費を確保するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化による自己収入の確保に努める。 なお、中期目標期間を通じて、定期的に宿泊料等を検証するなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。	積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接経費を確保するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化による自己収入の確保に努める。 なお、必要に応じて宿泊料等を検証するなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。

				<table><tr><td>交付額</td><td>28,990千円</td><td>21,450 千円</td></tr><tr><td>うち 直接経費</td><td>22,300千円</td><td>16,500 千円</td></tr><tr><td>うち 間接経費</td><td>6,690千円</td><td>4,950 千円</td></tr></table> (科研費以外の外部資金) <table><tr><td>資金名</td><td>金額</td><td>研究課題名</td></tr><tr><td>柳井正財団</td><td>2,500 千円</td><td>盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に係る開発的研究－盲ろう担当教員等研修会</td></tr><tr><td>気象文化大賞</td><td>500 千円</td><td>気象情報 weathernews の I C T による特別支援教育への活用</td></tr><tr><td>笹川科学研究助成</td><td>400 千円</td><td>類似した副詞の手話表現に関する研究とタブレット教材の作成－聴覚特別支援学校における確かな知識を身につける授業を目指して－</td></tr><tr><td>柳井正財団</td><td>5,000 千円</td><td>盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に関わる研究</td></tr><tr><td>大川情報通信基金</td><td>1,000 千円</td><td>点字初学者用の音声読み上げ機能を備えた触読し易いUV点字学習教材の開発</td></tr><tr><td>文部科学省委託事業</td><td>2,115 千円</td><td>障害者の生涯学習活動に関する実態調査</td></tr></table> ○自己収入の確保 研修員宿泊棟の宿泊料については、平成 25 年度から 27 年度にかけて段階的に増額改定を行ってきたところであり、平成 29 年度も引き続き自己収入の確保に努めた。（平成 29 年度：30,937,224 円、平成 28 年度 22,474,218 円）	交付額	28,990千円	21,450 千円	うち 直接経費	22,300千円	16,500 千円	うち 間接経費	6,690千円	4,950 千円	資金名	金額	研究課題名	柳井正財団	2,500 千円	盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に係る開発的研究－盲ろう担当教員等研修会	気象文化大賞	500 千円	気象情報 weathernews の I C T による特別支援教育への活用	笹川科学研究助成	400 千円	類似した副詞の手話表現に関する研究とタブレット教材の作成－聴覚特別支援学校における確かな知識を身につける授業を目指して－	柳井正財団	5,000 千円	盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に関わる研究	大川情報通信基金	1,000 千円	点字初学者用の音声読み上げ機能を備えた触読し易いUV点字学習教材の開発	文部科学省委託事業	2,115 千円	障害者の生涯学習活動に関する実態調査		施設の活用を図ることは、障害者スポーツの普及の観点からも非常に重要である。 ・体育館の稼働率が前年度に比べて、大幅に上がっており、取組が評価できる。2020 オリンピック・パラリンピック開催の観点からも、障害者スポーツでの利用を含め、引き続き積極的な広報に努めてほしい。
交付額	28,990千円	21,450 千円																																		
うち 直接経費	22,300千円	16,500 千円																																		
うち 間接経費	6,690千円	4,950 千円																																		
資金名	金額	研究課題名																																		
柳井正財団	2,500 千円	盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に係る開発的研究－盲ろう担当教員等研修会																																		
気象文化大賞	500 千円	気象情報 weathernews の I C T による特別支援教育への活用																																		
笹川科学研究助成	400 千円	類似した副詞の手話表現に関する研究とタブレット教材の作成－聴覚特別支援学校における確かな知識を身につける授業を目指して－																																		
柳井正財団	5,000 千円	盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に関わる研究																																		
大川情報通信基金	1,000 千円	点字初学者用の音声読み上げ機能を備えた触読し易いUV点字学習教材の開発																																		
文部科学省委託事業	2,115 千円	障害者の生涯学習活動に関する実態調査																																		
2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進 体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへの積極的な働きかけなどの具体的な方針を早急に策定し、取組を推進すること。 グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広	2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進 体育館について、研修事業での活用を図るとともに、体育館及びグラウンドの障害者スポーツでの利用を含めた幅広い外部利用を促進するため、「体育館及びグラウンドの外部利用の促進に向けての対応方針」を策定し、これに基づき、i) 広報活動の充実、ii) 利用可能日の拡充、iii) 利用可能時間の延長と施設使用料設定の見直し、iv) 利用申込方法の改善、v) 外部利用促進のための事業の実施	2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進 「体育館及びグラウンドの外部利用の促進に向けての対応方針」に基づき、i) 広報活動の充実、ii) 利用可能日の拡充、iii) 利用可能時間の延長と施設使用料設定の見直し、iv) 利用申込方法の改善、v) 外部利用促進のための事業の実施等を行う。これらの取組により平成 29 年度は、体育館 30%以上、グラウンド 15%以上の稼働率を確保する。	<主な定量的指標> ・体育館 30%以上、グラウンド 15%以上の稼働率確保 <その他の指標> 特になし <評価の視点> 特になし	<主要な業務実績> 平成 28 年度の業務の実績に関する評価において、「2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、障害者スポーツの普及を含めた施設の活用を図るため、積極的な広報に努める必要がある。」との指摘を受けたことから、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するため、横須賀市・横浜市の学校等や障害者団体等へパンフレットを配布するとともに、研究所ホームページに利用案内および予約状況等を掲載し幅広い広報に努めた。 平成 29 年度の障害者スポーツ団体の利用実績は、平成 29 年 5 月に日本デフバレー協会、平	<根拠> 外部利用促進のため、広報活動や利用方法の周知を図り、体育館及びグラウンドともに目標を上回る稼働率を確保することができた。 <課題と対応> 引き続き、近隣地域や障害者スポーツ団体等に対する広報活動に努めること、利用方法の改善等の利																															

	く外部利用を促進するために、各種団体などへの積極的な働きかけなどの具体的な方針を早急に策定し、取組を推進すること。 【指標】 ・中期目標期間終了までに、体育館及びグラウンドの稼働率を 50%以上とする（体育館 平成 23 年度：32.1%、平成 24 年度：19.0%、平成 25 年度：19.6%、平成 26 年度：13.7%、グラウンド 平成 23 年度：36.8%、平成 24 年度：38.6%、平成 25 年度：9.9%、平成 26 年度：6.7%）。 【優先度：高】【難易度：高】 これまでの実績から、利用率向上のための取組を早急に進めていくことが必要であり、優先度は高い。また、研究所の立地条件から、早急な改善は困難と思われる、難易度は高い。	等を推進する。これらの取組により、中期目標期間終了までに、50%以上の稼働率を確保する。			成 30 年 1 月に日本ブラインドテニス連盟が利用した。 平成 29 年度の体育館の稼働率は 44.1%（目標値 30%）、グラウンドの稼働率は 36.4%（目標値 15%）であった。	便性の向上に努めることで、更なる稼働率の向上を図る。	
	3. 保有財産の見直し 保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。特に、体育館、グラウンドについては、利用実績等を踏まえ保有の必要性を検討すること。	3. 保有財産の見直し （１）保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。 （２）体育館、グラウンドについては、中期目標期間における利用実績等を踏まえ、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年総務省行政管理局）に基づき、その保有の必要性を随時検討し、仮に不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討	3. 保有財産の見直し 保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 保有財産については、当研究所の研究・研修事業等に活用されており、必要なものと判断している。また、施設環境委員会を開催し、保有財産が必要であることを確認するとともに有効利用の促進に努めている。	＜根拠＞ 保有財産については研究・研修事業等に活用されており、必要なものと判断している。 ＜課題と対応＞ 保有財産の有効活用に努め、施設環境委員会で必要性について確認を行うなど、不断の見直しを行う。	

	を進める。					
4. 固定的経費の節減 会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。	4. 固定的経費の節減 会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。 Ⅳ 予算、収支計画及び資金計画 1. 中期計画予算 別紙1のとおり（※事業等のまとまりごとに作成予定） 2. 平成28年度～32年度収支計画 別紙2のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定） 3. 平成28年度～32年度資金計画 別紙3のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定）	4. 固定的経費の節減 会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。 Ⅳ 予算、収支計画及び資金計画 1. 平成29年度予算 収入 1,093,664 千円 運営費交付金 1,049,000 千円 施設整備費補助金 39,935 千円 雑収入 4,729 千円 支出 1,093,664 千円 人件費 733,603 千円 一般管理費 42,035 千円 業務経費 278,091 千円 研究活動 52,985 千円 研修事業 131,824 千円 情報普及活動 76,503 千円 インクルーシブ教育システム構築推進事業 16,779 千円 施設整備費 39,935 千円 2. 平成29年度収支計画 費用の部 1,056,530 千円 人件費 733,603 千円 一般管理費 44,836 千円	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 旅費の支払通知の電子メール化、タブレット端末を活用した所内会議の実施等によりペーパーレス化を推進した。 また、複合機の契約について、賃貸借、メンテナンス、トナー等を別々に契約していたものを、一体として調達することにより、これらに要する費用を前年に比べて4,093千円削減した。 1. 平成29年度予算 収入 1,119,872 千円 運営費交付金 1,049,000 千円 施設整備費補助金 39,935 千円 寄附金収入 2,081 千円 雑収入 17,636 千円 受託事業等（間接経費含む） 11,220 千円 支出 1,130,904 千円 人件費 728,244 千円 一般管理費 54,079 千円 業務経費 238,486 千円 研究活動 47,213 千円 研修事業 81,226 千円 情報普及活動 85,042 千円 インクルーシブ教育システム構築推進事業 25,005 千円 施設整備費 97,416 千円 寄附金 1,961 千円 受託事業等（間接経費含む） 10,718 千円 2. 平成29年度収支計画 費用の部 1,056,613 千円 人件費 727,430 千円 一般管理費 63,366 千円	＜根拠＞ 複合機に関する契約を見直すことにより、固定的経費の削減を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 契約の見直しや会議等のペーパーレス化を推進し、引き続き固定的経費の削減を図る。	

			業務経費 278,091 千円 収益の部 1,056,530 千円 運営費交付金収益 1,049,000 千円 自己収入 4,729 千円 資産見返運営費交付金戻入 2,801 千円 3. 平成 29 年度資金計画 資金支出 1,093,664 千円 業務活動による支出 1,053,729 千円 投資活動による支出 39,935 千円 資金収入 1,093,664 千円 業務活動による収入 1,053,729 千円 投資活動による収入 39,935 千円 V 短期借入金の限度額 限度額 3 億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。 VI 剰余金の使途 研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。 VI 剰余金の使途 平成 29 年度はなし		業務経費 260,303 千円 財務費用 2,045 千円 臨時損失 3,469 千円 収益の部 1,047,529 千円 運営費交付金収益 1,001,938 千円 自己収入 24,242 千円 資産見返運営費交付金戻入 14,991 千円 その他の収入 6,073 千円 臨時収益 285 千円 3. 平成 29 年度資金計画 資金支出 1,130,904 千円 業務活動による支出 1,033,488 千円 投資活動による支出 97,416 千円 資金収入 1,119,872 千円 業務活動による収入 1,079,937 千円 投資活動による収入 39,935 千円 < 主要な業務実績 > 該当なし < 主要な業務実績 > 該当なし		
--	--	--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	行政事業レビューシート番号 124、125

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	1. 内部統制の充実	1. 内部統制の充実	1. 内部統制の充実	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	＜実績報告書等参照箇所＞ P 108～111 ＜主要な業務実績＞ 内部統制委員会、内部統制推進室会議を設け体制整備を図り、災害に関するリスク、業務に関するリスク等の検討を行い、それに基づき対応した。また、理事長が主催する月 2 回の総合調整会議において各部・センターへの情報の共有・伝達に努めた。掲示板システムを備えた情報システムを活用し、全職員への情報伝達や、定期的な内部監査及び監事監査の実施、監査結果の理事長への報告等の伝達を迅速に行い、内部統制の強化を図った。	評価：B ＜根拠＞ 左記の業務実績により、リスクマネジメントの向上、組織内部の情報の伝達の円滑化、監査結果の伝達による業務改善が図られ、内部統制の充実・強化が図られた。 ＜課題と対応＞ 監査で指摘があった事項については、次年度も継続的に監査を行い、業務改善が図られているか確認し、引き続き内部統制の充実・強化に努める。	評価	B ＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜評価すべき実績＞ 内部統制委員会においてリスクの洗い出し等を行ったほか、掲示板システムの整備、総合調整会議における情報の共有・伝達及び内部監査の実施により、内部統制の充実・強化を図った。 また、情報セキュリティ・ポリシーの再確認とその重要性を改めて意識させるとともに、情報セキュリティレベルの維持・向上を図ることを目的として情報セキュリティの自己点検などを実施した。 ＜今後の課題・指摘事項＞ —

	で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用 ③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。	いて活用 ③内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。	日常的に進める。				<有識者からの意見> —
	2. 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。 また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。	2. 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて、適時点検し、必要に応じて内容の追加修正等の見直しを行うことにより、情報セキュリティ水準を適切に維持する。 これに基づき、情報システムへの侵入テスト等、サイバー攻撃への耐性を確認するための検査及び評価を年1回以上実施し、当該結果を反映させた対策を施すことにより、防御力の改善及び強化を図る。 併せて、情報セキュリティインシデントへの対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する訓練・研修を年1回以上実施し、組織的対応能力の強化を図る。 また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	2. 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて、適時点検し、必要に応じて内容の追加修正等の見直しを行うことにより、情報セキュリティ水準を適切に維持する。 これに基づき、情報システムへの侵入テスト等、サイバー攻撃への耐性を確認するための検査及び評価を年1回以上実施し、当該結果を反映させた対策を施すことにより、防御力の改善及び強化を図る。 併せて、情報セキュリティインシデントへの対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する訓練・研修を年1回以上実施し、組織的対応能力の強化を図る。 また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> <評価の視点> 特になし	<主要な業務実績> 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成28年度版）」に基づいているかどうかの再確認を行い、現状を踏まえた手順の見直しや実施手順等の改正を行った。 初任者研修において、情報セキュリティ教育を実施し、全職員を対象に標的型メール攻撃に関する模擬訓練を実施した(平成30年3月)。また、全職員を対象に情報セキュリティに関する説明会(平成30年1月)を実施した。説明会では、標的型メールの実際の例や情報セキュリティ対策の動向等を説明するとともに、今後の方策として、次の対策を平成30年度に行うこととした。 《対策1》情報の取扱いに関する情報共有及びルール作り 《対策2》他者の資料の取扱い及びウェブ掲載手続きの厳格化 《対策3》USBメモリーのセキュリティ強化 《対策4》職員への情報セキュリティ教育の充実 研究所の情報セキュリティレベルの維持・向上を図ることを目的として、情報システムへのペネトレーションテストを行った。また、統一基準群に準拠されていない運用の洗い出しと改善を行うなどの自己点検を実施した。	<根拠> 情報セキュリティ・ポリシーの改正を行ったこと、職員を対象とした研修や自己点検を実施したことにより、情報セキュリティ水準の維持向上を図るとともに、職員の情報セキュリティ意識の向上を図った。 <課題と対応> 引き続き情報セキュリティの強化を図るとともに、研修等を通じて職員の情報セキュリティ意識の向上を図ることで、情報セキュリティ水準を適切に維持していく。	
	3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力	3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力	3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力	<主な定量的指標> 特になし	<主要な業務実績>	<根拠>	

	研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図ること。 また、共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進めること。	研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図る取組を行う。 また、効果的・効率的な業務運営のため、研究所と筑波大学との共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進める。	研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図る取組を行う。 また、効果的・効率的な業務運営のため、研究所と筑波大学との共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進める。	＜その他の指標＞ 筑波大学附属久里浜特別支援学校と教育研究の推進を図る取組を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	円滑な教育研究協力及び児童等の教育について相互協力に資するため、国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議を設け、定期的に運営等の課題について連絡調整を図っている。 また、「特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症のある幼児児童生徒の実態の把握と指導に関する研究」において、久里浜特別支援学校を研究協力機関として依頼し共同で研究を推進している。 共同調達については、平成 29 年度は、学校給食及び研修員の宿泊を伴う食事を提供するための食堂運營業務の共同調達を実施した。	筑波大学附属久里浜特別支援学校との連絡会議や研究協力機関として研究を推進したこと、共同調達の取組を通じて効果的・効率的な業務運営に資することができた。 ＜課題と対応＞ 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を深めていくことで、教育研究及び共同調達の取組を推進し、効果的・効率的な業務運営を行う。	
	4. 施設・整備に関する計画 業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。	4. 施設・整備に関する計画 研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進する。 本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙 4 のとおり。	4. 施設・整備に関する計画 研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進する。（平成 29 年度施設整備） 研究管理棟外壁改修工事（2 ヶ年計画の 2 年次） 特別支援教育情報センター棟外壁改修及び周辺環境改善工事	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 研究所の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めたか。 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 研究所業務の円滑な実施や施設の長寿命化に資するため、研究管理棟及び特別支援教育情報センター棟の経年劣化や塩害による劣化防止のための外壁改修工事を行い、それぞれ平成 29 年 9 月、平成 30 年 3 月に竣工した。	＜根拠＞ 研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化のため、計画どおり、外壁改修工事を行い年度内に竣工することができた。 ＜課題と対応＞ 引き続き、計画的な施設整備を行い、研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化を推進する。	
	5. 人事に関する計画 新規採用や人事交流等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保に努めること。また、研修等の実施により職員の資質向上を図ること。	5. 人事に関する計画 （1）方針 研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。また、必	5. 人事に関する計画 （1）方針 研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。また、必要に応じて任期付研究員・客員研究員等を採用し、研究活動等を強化する。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めたか ・新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図ったか ・職員研修の計画的な	＜主要な業務実績＞ 業務運営の効率化や業務量の変動に対応できるよう、組織の見直しを検討し、平成 29 年 4 月より発達障害教育推進センターを設置した（再掲）。 人材の確保については、公募等を行うことにより 9 名の新規採用を行うとともに、教育委員会及び大学等との人事交流等により 3 名受け入れた。さらに、研究活動等の強化を図るため、9 名の客員研究員を採用した。	＜根拠＞ 発達障害教育推進センターの設置等、業務に応じた柔軟な組織体制の構築や、人事交流等により幅広い人材を確保したことにより、職員の適正な配置を行うことができた。また、他法人との職員研修の共同実施により、効率化を図ることができた。	

	要に応じて任期付研究員・客員研究員等を採用し、研究活動等を強化する。 さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。 （２）人員に係る指標 常勤職員数については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。 （参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み 2,964 百万円 ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当であり、退職手当及び法定福利費は含まない。	さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、基本方針を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。 （２）人員に係る指標 常勤職員数については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。 客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。また、教育委員会、大学等との人事交流により、必要な人員の確保に努める。	実施及び他法人との共同実施による職員研修を行ったか ・常勤職員について業務等を精査し職員数の適正化に努めたか ＜評価の視点＞ 特になし	職員の計画的かつ適正な配置等を行うこと、また、人材育成に係る計画を定めることを目的にした「事務職員の人事に関する計画」を平成29年8月に策定し、次のとおり職員研修を行うとともに、職員の適正配置に努めた。 職員研修については、 （１）新任の職員を対象とし、独立行政法人の制度を理解し業務の円滑な実施を図ることを目的にした研修や情報セキュリティ・ポリシーに関する研修等を実施した。 （２）独立行政法人国立青少年教育振興機構主催の新規採用職員研修及び独立行政法人教職員支援機構主催の評価階層別研修に職員を派遣した。 （３）当研究所主催で人事制度研修及びダイバーシティ研修を実施するなど、職員研修の共同実施を行い、経費の削減及び職員研修の効率化を図った。 常勤職員数については、業務量を勘案し、昨年度比1名減の68名とした。	＜課題と対応＞ 引き続き、業務量に応じた柔軟な組織体制の構築を図るとともに、人事交流等による人材の確保、効率的な職員研修等の実施等により、職員の資質向上や専門的な能力の向上に努める。	
--	---	---	---	--	---	--

4. その他参考情報
特になし